

令和 8 年度
都 市 局 関 係 予 算 概 要

令 和 8 年 2 月
国 土 交 通 省 都 市 局

目 次

I. 令和8年度 都市局関係予算 総括表	1	
II. 令和8年度 都市局関係予算の基本方針	4	
III. 令和8年度 都市局関係予算 主要事項	5	
1. コンパクト・プラス・ネットワークの強化	5	
2. 地域資源を活かしたまちづくりの急加速	7	
3. エリアマネジメントと国際競争力の強化	9	
4. まちづくり GX	10	
5. 国土強靭化、安全・安心、防災・減災・復興まちづくり	11	
6. まちづくり DX	13	
7. 国際連携・海外展開	15	
8. 2027年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組	16	
IV. 令和8年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等	17	
1. コンパクト・プラス・ネットワークの強化		
(1) 市町村域を越えた広域連携の強力な推進	17	
(2) まちなかにおける業務施設等の立地促進	18	
(3) 市町村による計画の適切な評価・見直しと作成に対する継続的な支援	19	
(4) 適切な都市機能の集積の推進	20	
2. 地域資源を活かしたまちづくりの急加速		
(1) 観光に資する歴史まちづくりの強力な促進	21	
(2) 都市の魅力を高める地域資源の保全・活用	22	
3. エリアマネジメントと国際競争力の強化		
(1) 持続可能なエリアマネジメントの推進	23	
(2) 国際競争力強化のための都市再生の推進	24	
4. まちづくり GX		
(1) 改正都市緑地法等を踏まえた緑地確保の推進	25	
(2) エネルギーの面的利用およびまちなかの暑さ対策の推進	26	
5. 国土強靭化、安全・安心、防災・減災・復興まちづくり		
(1) 被災地の復興支援・宅地液状化対策の推進	27	
(2) 事前防災・事前復興まちづくりの推進	28	
(3) 災害に強い都市拠点・市街地形成の推進	29	
(4) 安全なエリアへの集団移転および公園施設の老朽化対策等の推進	30	
(5) 盛土の安全確保対策の推進	31	
6. まちづくり DX		
(1) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進	32	
(2) 都市におけるスマートシティの実装化の推進	33	
7. 国際連携・海外展開		
(1) 国際的な都市政策連携および都市開発の海外展開	34	
8. 2027年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組		
(1) 2027年国際園芸博覧会に向けた取組	35	
(2) 首里城の復元に向けた取組	36	
V. 令和8年度 都市局関係予算 新規・拡充事項等一覧	37	
VI. 令和8年度 都市局関係 税制改正概要	39	
VII. 参考資料	40	
VIII. 問い合わせ先	64	

I. 令和8年度 都市局関係予算 総括表

(1) 令和8年度 都市局関係予算 事業費・国費総括表

(単位：百万円)

事項	令和8年度 (A)		前年度 (B)		倍率 (A/B)		備考														
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費															
国営公園等	35,096	32,536	36,219	32,432	0.97	1.00	1. 本表のほか、国土交通省全体で社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金があり、地方の要望に応じて都市局所管事業に充てることができる。 ・社会資本整備総合交付金 459,693百万円 ・防災・安全交付金 852,918百万円														
うち国営公園等整備	9,541	9,541	9,538	9,538	1.00	1.00															
うち国営公園等維持管理	16,100	16,100	15,200	15,200	1.06	1.06															
市街地整備	293,487	94,402	275,467	94,007	1.07	1.00	2. 本表のほか、道路事業全体額の内数として以下のとおり街路事業がある。 (単位：百万円)														
住宅対策	612	306	612	306	1.00	1.00	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">令和8年度</th> <th colspan="2">前年度</th> </tr> <tr> <th>事業費</th> <th>国費</th> <th>事業費</th> <th>国費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街路事業</td> <td>5,766,779 の内数</td> <td>2,126,475 の内数*</td> <td>5,106,114 の内数</td> <td>2,118,885 の内数</td> </tr> </tbody> </table> ※「高規格道路、IC等アクセス道路その他」 (国費254,590百万円の内数) 等を含む。	区分	令和8年度		前年度		事業費	国費	事業費	国費	街路事業	5,766,779 の内数	2,126,475 の内数*	5,106,114 の内数	2,118,885 の内数
区分	令和8年度		前年度																		
	事業費	国費	事業費	国費																	
街路事業	5,766,779 の内数	2,126,475 の内数*	5,106,114 の内数	2,118,885 の内数																	
<u>一般公共事業計</u>	<u>329,195</u>	<u>127,244</u>	<u>312,298</u>	<u>126,745</u>	<u>1.05</u>	<u>1.00</u>	3. 本表のほか、観光関連予算として、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業4,000百万円の内数及びGREEN×EXPO2027を契機としたインパウンド促進事業257百万円がある。														
災害復旧等	744	406	744	406	1.00	1.00	4. 本表のほか、一般財団法人民間都市開発推進機構のメザニン支援事業がある。 ・政府保証債（財政投融資） 60,000百万円 ・政府保証借入 10,000百万円														
<u>公共事業関係計</u>	<u>329,939</u>	<u>127,650</u>	<u>313,042</u>	<u>127,151</u>	<u>1.05</u>	<u>1.00</u>															
行政経費	3,379	2,449	3,498	2,429	0.97	1.01															
<u>合計</u>	<u>333,317</u>	<u>130,099</u>	<u>316,540</u>	<u>129,580</u>	<u>1.05</u>	<u>1.00</u>															

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない場合がある。

(2) 令和8年度 都市局関係予算 主要事項（国費）

(単位：百万円)

事 項	令和8年度 (a)	前 年 度 (b)	倍 率 (a/b)	(参考) 令和7年度 補正予算
国営公園等	32,536	32,432	1.00	4,763
国営公園等整備	9,541	9,538	1.00	1,339
国営公園等維持管理	16,100	15,200	1.06	1,793
2027年国際園芸博覧会政府出展調査	1,750	1,517	1.15	1,633
市街地整備	94,402	94,007	1.00	13,841
都市構造再編集中支援事業	70,660	70,200	1.01	8,466
国際競争拠点都市整備事業	13,000	13,000	1.00	442
まちなかウォーカブル推進事業	618	618	1.00	19
先導的まちづくり調査	285	300	0.95	50
都市・地域交通戦略推進事業	1,000	1,000	1.00	189
まちづくりファンド支援事業	120	100	1.20	70
まちづくり推進活動資金	15	0	皆増	0
民間都市開発推進資金	2,129	2,000	1.06	1,900
都市再生コーディネート等推進事業	880	880	1.00	25
都市防災・減災推進調査	100	0	皆増	0
都市空間情報デジタル基盤構築調査	1,050	1,136	0.92	100
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	1,259	1,173	1.07	50
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 (2027年国際園芸博覧会)	255	274	0.93	2,126
住宅対策	306	306	1.00	0
一般公共事業計	127,244	126,745	1.00	18,604
災害復旧等	406	406	1.00	4,270
公共事業関係計 (A)	127,650	127,151	1.00	22,874

(単位：百万円)

事 項	令和8年度 (a)	前 年 度 (b)	倍 率 (a/b)	(参考) 令和7年度 補正予算
行政経費				
コンパクト・プラス・ネットワーク関係経費	529	529	1.00	250
景観改善推進事業	58	58	1.00	0
官民連携都市再生推進関係経費	102	170	0.60	83
まちづくりGX緑地確保推進調査	25	25	1.00	0
脱炭素・クールダウン都市開発推進事業	20	30	0.67	0
防災集団移転促進事業	709	550	1.29	1,068
スマートシティ実装化支援事業	220	242	0.91	30
都市開発の海外展開	257	239	1.08	23
2027年国際園芸博覧会関係経費	145	145	1.00	2,445
明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金	160	160	1.00	0
行政経費計 (B)	2,449	2,429	1.01	3,929
合 计 (A)+(B)	130,099	129,580	1.00	26,803

1. 本表は、主要事項を記載しているため、各計数の和は合計と一致しない。

2. 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない場合がある。

II. 令和8年度 都市局関係予算の基本方針

まち
～令和の都市リノベーションで、日本の生活空間を、より豊かに～

地域に民間投資を呼び込み、人々が行き交い、集い、語らう、個性ある都市空間をつくる

コンパクト・プラス・ネットワークの強化

- 市町村域を越えた**広域連携**の強力な推進
- 業務施設等の集積による「稼ぐ力」の強化
- イノベーションを創出するまちづくりの推進

エリアマネジメントと国際競争力の強化

- 官民が協働した**公共的価値創出**の促進

地域資源を活かしたまちづくりの急加速

- 観光に資する**歴史まちづくり**の強力な促進
- 既存ストック建造物の**民間活用**の推進
- 広域的な景観まちづくりの推進

まちづくりGX

- 都市緑地の質・量両面の**確保**の推進
- TSUNAG認定**の更なる活用促進

国土強靭化、復興まちづくり、事前防災・事前復興で、安全・安心なまちをつくる

- 能登半島地震等からの**復興まちづくり事業**の推進
- 事前復興まちづくり計画**の策定推進
- ハード・ソフト両面からの**宅地液状化対策**、盛土の**安全確保対策**の着実な実施
- 防災集団移転**の着実な促進

まちづくりDX

- 3D都市モデル（PLATEAU）の**広域的整備**、**社会実装**の推進

国際連携 海外展開

- 国際機関やG7との**都市政策連携**
- デジタル技術を生かした公共交通指向型都市開発の**海外展開**

2027年国際園芸博覧会 首里城復元

- 開催に向けた準備や
復元に向けた取組の確実な実施

1. コンパクト・プラス・ネットワークの強化

コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進めるための「立地適正化計画」を作成・公表済の市町村数は643となった（令和7年7月末）。更なる計画作成を推進するとともに、市町村における計画の評価・見直しの実施を国として促進する。

具体的には、立地適正化計画の実効性を一層高めるため、まちづくりの健康診断のデータを、計画未策定自治体を含めた各市町村に提供するだけでなく、各都道府県にも提供し、広域調整主体である都道府県による市町村域を越えた連携を後押しするほか、関係人口（就業者、滞在者等）創出に寄与する業務機能の集積を促進する。

施策の概要

立地適正化計画の現状の成果と課題

- ・計画作成数は順調に増加
⇒作成の必要性が高い市町村でも取組が進んでいない事例
- ・居住と都市機能の誘導区域内への誘導は、概ね7割の市町村で達成
⇒評価や見直しを実施していない市町村が存在
統一的な評価方法が必要

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

立地適正化計画による取組を充実させるとともに、災害に強い国土・地域づくりの観点も踏まえて**広域的な都市圏のコンパクト化を進める**。

地方創生に関する総合戦略（令和7年12月23日閣議決定）

人口減少下において、都市の持続性を確保するため、**市町村域を越えた広域連携の推進、まちなかでの業務機能（オフィス・研究施設等）の集積**等を通じて、「稼ぐ力」、「イノベーション」、「地域の活力・にぎわい」等を創出するとともに、…(略)…コンパクト・プラス・ネットワークを深化・発展させ、「**令和の都市（まち）リノベーション**」を推進する。

目指す持続可能な都市構造

計画の見直し・作成

都市機能、居住の誘導と
ネットワークの維持・向上

誘導施策の実行
不断の評価・点検

持続可能な都市構造の実現

「コンパクト・プラス・ネットワーク」

立地適正化計画の今後の取組の方向性

必要性を踏まえた更なる**裾野拡大**
適切な評価に基づく**計画見直しの推進**

広域調整主体である都道府県による
市町村域を越えた**広域連携**の強力な推進

都市の関係人口を含めた
都市の持続可能性の確保の推進

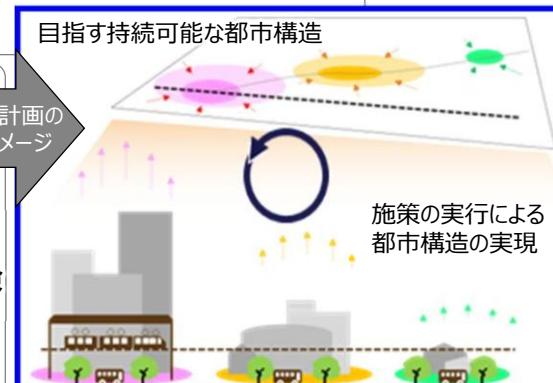
「広域連携」
「稼ぐ力」
「イノベーション」



立地適正化計画の高質化（国による推進策）

持続可能な都市構造の実現に向けた、

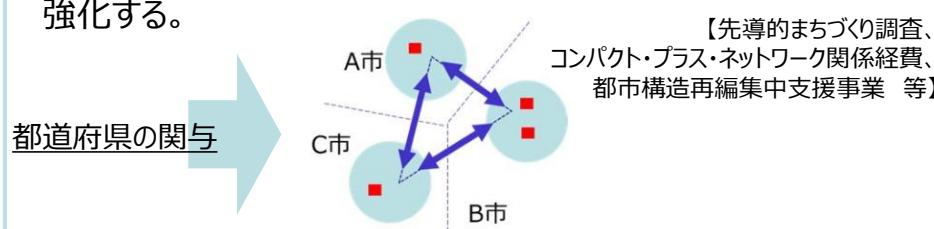
- ① **市町村域を越えた広域連携の強力な推進**
- ② **まちなかにおける業務施設等の立地促進**
- ③ **市町村による計画の適切な評価・見直しと
作成に対する継続的な支援**
- ④ **適切な都市機能の集積の推進**



<国による推進策の実現に向けた取組>

①市町村域を越えた広域連携の強力な推進

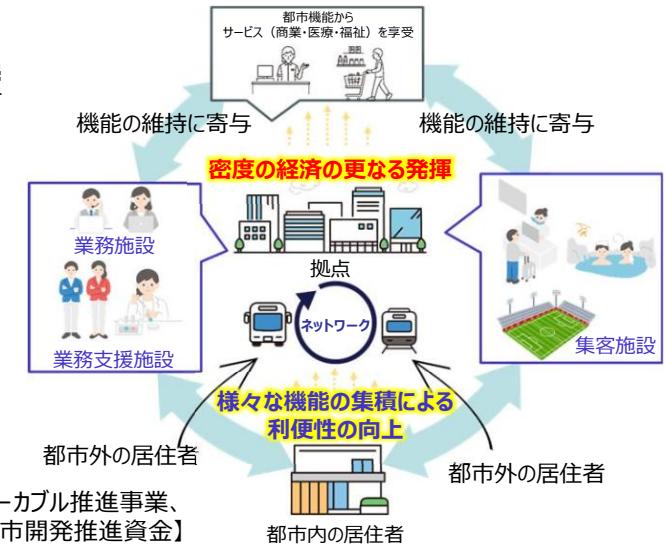
- 立地適正化計画の実効性を一層高めていくためには、**各市町村がそれぞれの域内で取組を行うのみならず、市町村域を越えた広域的な取組を進めていくことが重要である。**
- このために、都道府県による広域連携への関与を強化し、広域的な実効性を高める。
- 併せて、広域的な立地適正化に資する取組について、支援を強化する。



②まちなかにおける業務施設等の立地促進

- 持続可能な都市構造の実現に向けて、**居住と業務施設等との近接性を確保することが、就業者等も含めた人々にとってのまちの魅力の向上、「稼ぐ力」の強化、イノベーションの創出において重要である。**
- そのため、**広域連携の観点を踏まえた上で、業務施設等のまちなかへの立地を促進する。**

【都市構造再編集中支援事業、まちなかウォーカブル推進事業、まち再生出資事業、民間都市開発推進資金】



③市町村による計画の適切な評価・見直しと作成に対する継続的な支援

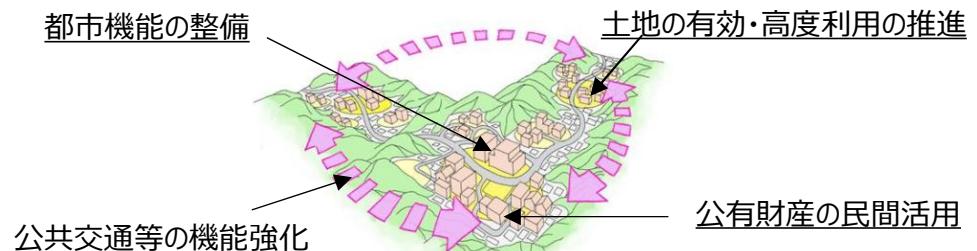
- 市町村が、容易に立地適正化計画の評価・見直し・新規作成ができるよう、標準的なデータ、評価構造、見直しの方策を提示する**(まちづくりの健康診断の継続実施)**。
- これにより、**市町村が行う計画の評価・見直し・作成を後押しする。**



④適切な都市機能の集積の推進

- 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けて、まちなかにおける都市機能の整備や公有財産の民間活用、土地の有効・高度利用の推進、都市軸となる公共交通および複数のモビリティを結節する拠点の機能強化等への支援を実施する。

【都市構造再編集中支援事業、市街地再開発事業等、都市再生区画整理事業、都市・地域交通戦略推進事業】



2. 地域資源を活かしたまちづくりの急加速

人口減少・少子高齢化、地域経済の縮小、中心市街地の衰退といった問題に直面している都市において、持続可能なまちづくりを進めるためには、都市の魅力を高め、地域に人や投資を呼び込む域内の磁力と域外からの稼ぐ力を強化することが重要である。

このため、歴史的風致維持向上計画（歴史まちづくり計画）に位置付けられた取組への支援やまち再生のポテンシャルを有する既存ストックの民間活用への支援等により、地域資源を活かした個性あるまちづくりを急加速させる。

施策の概要

①観光に資する歴史まちづくりの強力な促進

- 歴史まちづくりの裾野拡大を進めるため、歴史まちづくり計画における重点区域に位置付けられた、歴史的資源を核としたエリア一帯の面的な環境整備について、観光に資するようハード・ソフトの両面かつ一気通貫で支援する制度を創設する。

【地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（観光関連予算）】

主な支援対象イメージ



まちなみの高質化
(福岡県太宰府市)



観光交流施設の整備
(山形県新庄市)



水辺空間の復元整備
(千葉県香取市)



歴史的建造物の防災対策
(奈良県奈良市)



歴史的建造物の修景
(京都府宇治市)



歴史的建造物の保存・再生
(和歌山県広川町)



休憩所の整備
(岐阜県高山市)



伝統行事等の支援
(島根県松江市)

②都市の魅力を高める地域資源の保全・活用

○地域資源を活かしたまちづくりに資する都市交通施策の推進

歴史的なまちなみ等の地域資源を活かしたまちづくりを促進するため、歴史まちづくり計画で定める区域内等であり、かつ、計画に位置付けられた車両の流入抑制に係る取組等についての支援を強化する。

【都市・地域交通戦略推進事業、
都市構造再編集中支援事業、
都市再生整備計画事業、
まちなかウォーカブル推進事業】



歴史的なまちなみ空間における
車両流入抑制に係る取組
(埼玉県川越市)

○地域資源の民間活用に対する金融支援の推進

地域資源を活かしたまちづくりに資する優良なプロジェクトについて、民間投資の促進を通じた都市の再生に対する民間都市開発推進機構の金融支援を強化する。

【まちづくりファンド支援事業、
まち再生出資事業、
メザニン支援事業】



鵜飼屋地区の旧木材倉庫の
リノベーション
(岐阜県岐阜市)

○広域的な景観まちづくりの推進

複数自治体にまたがる広域的な景観の保全等を推進するため、都道府県が策定する基本方針に基づき、景観計画づくりを進める市区町村への支援を実施する。

【景観改善推進事業】



一體的な保全・形成を図る
広域景観エリア
(大分県)

○既存ストックの官民連携による活用の推進

地域のシンボルとなっている建造物について、民間事業者等が官民連携により保全し、まちづくりに資する施設として活用するための支援を強化する。

【都市再生整備計画事業、
まちなかウォーカブル推進事業】



旧内野醤油店を改修し
交流施設として再整備
(神奈川県小田原市)

3. エリアマネジメントと国際競争力の強化

地域の価値向上や社会課題解決のために不可欠な活動であり、まちの整備から管理まで一体的に行うエリアマネジメントについて、初動期の伴走支援や担い手育成など、自立的・継続的な活動を実現するための支援を強化する。

また、厳しさを増す国際環境の下、引き続き、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を図るため、活力の源泉である都市の国際競争力を高め、地域課題の解決など公共的価値の創出に資する優良な民間都市開発プロジェクトを促進する。

施策の概要

民間主体の持続的なまちづくりの推進

- エリアマネジメントは、地域の価値向上や社会課題解決のために不可欠な活動であるが、社会課題の複雑化や価値観の多様化に伴い、これまで以上に幅広い取組が求められている。一方で、担い手不足、人材育成、採算性の確保などに課題を有している。
- このため、自立的・持続的にエリアマネジメント活動ができるよう、中心的な担い手である都市再生推進法人への貸付制度を強化とともに、育成・活用を促す初動期支援への重点化を図る。加えて、エリアマネジメント団体の採算性の確保や活動の実施に必要となる施設整備を推進する。

【まちづくり推進活動資金、官民連携都市再生推進関係経費、民間都市開発推進資金、まち再生出資事業、メザニン支援事業、まちづくりファンド支援事業、都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業】



地域活性化のための
エリアマネジメント活動
(広島県呉市)



まちなかの賑わい空間の整備
(熊本県熊本市)



エリアマネジメント団体と連携した
情報板設置
(兵庫県神戸市)

都市の国際競争力の強化

- 諸外国において、大規模投資を官民一体となって推進している中、我が国においても交通利便性や業務機能の集積の程度が高く、経済活動が活発なビジネス拠点を形成し、都市の国際競争力を強化する必要がある。
- このため、国際的な経済活動の拠点を形成する上で必要な道路や鉄道施設、バスターミナル等の都市基盤の整備を重点的かつ集中的に支援する。
【国際競争拠点都市整備事業】
- 加えて、都市再生促進税制、民都機構の金融支援、都市再生特別地区制度等による規制緩和等を通じ、地域課題の解決など公共的価値の創出に資する優良な民間都市開発プロジェクトを促進する。

【国土交通大臣認定制度】



デッキ・オープンスペースの整備により
国際ビジネス拠点内の回遊を促進

横浜シンフォステージ
(神奈川県横浜市)



立体広場の整備により
地上と地下のアクセス性向上

天神ビジネスセンター
2期プロジェクト
(福岡県福岡市)



緑豊かでゆとりのある空間の整備

グラングリーン大阪
(大阪府大阪市)

4. まちづくりGX

地球的・国家的規模の課題である①気候変動への緩和策・適応策（CO₂排出削減、暑熱対策等）や②生物多様性の確保（生物の生息・生育環境の確保等）、人々のライフスタイルの変化を受けた③Well-beingの向上（健康の増進、良好な子育て環境の確保等）といった社会的要請に対応するため、環境に優しい都市構造への変革、都市におけるエネルギーの面的利用の推進、都市緑地の多様な機能の発揮を図る取組を進めるほか、猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境づくりを推進する。

施策の概要

都市構造や移動手段の変革

コンパクト・プラス・ネットワークや都市機能の集約による公共交通の利用促進等により、徒歩・自転車や公共交通の分担率の向上を図り、CO₂排出量の削減等を推進

【都市構造再編集中支援事業、まちなかウォーカブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業 等】



街区・建築物単位での取組

エネルギー密度の高い市街地において、再エネ化等の取組を集中的に支援するなど、エネルギーの面的利用やZEBレベルの省エネ水準の建築物整備を推進し、エネルギー利用を効率化

【国際競争拠点都市整備事業、都市構造再編集中支援事業 等】
建築物運用段階のネットゼロに向けたターゲット



緑とオープンスペースの確保

都市公園の整備を含むグリーンインフラの社会実装、緑地の保全や緑化の推進、金融等の関係者との連携を通じた民間事業者等による緑地確保の後押しを進め、CO₂吸収、生物の生息・生育空間の確保、健康増進等を推進

【まちづくりGX 緑地確保推進調査、都市公園・緑地等事業 等】



猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境

まちなかでのグリーンインフラの社会実装、クールスポットの創出に係る先進的な取組等の支援を進め、ヒートアイランド対策を推進

【まちなかウォーカブル推進事業、都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、脱炭素・クールダウン都市開発推進事業 等】



5. 国土強靭化、安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

能登半島地震や大分市佐賀関大規模火災等からの復興や、激甚化・頻発化する自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守るため、国土強靭化を推進するとともに、安全・安心、防災・減災・復興まちづくりに向け平時からの事前防災・事前復興に関する取組を推進する。

施策の概要



①被災地の復興支援・宅地液状化対策の推進

能登半島地震等の大規模災害の被災地復興支援
被災地を含む全国の宅地液状化対策の推進

②事前防災・事前復興まちづくりの推進

早期の復興まちづくりを可能とするため、
事前防災・事前復興まちづくりを推進

③災害に強い都市拠点・市街地形成の推進

市街地の防災性向上、防災拠点の形成、
避難場所・避難経路確保の推進

④安全なエリアへの集団移転および 公園施設の老朽化対策等の推進

災害リスクの高いエリアから安全なエリアへの移転の促進
公園施設の老朽化対策等の推進

⑤盛土の安全確保対策の推進

盛土の安全性把握調査や対策工事等の推進

<具体的な取組>

①被災地の復興支援・宅地液状化対策の推進

○能登半島地震や大分市佐賀関大規模火災等からの復興支援

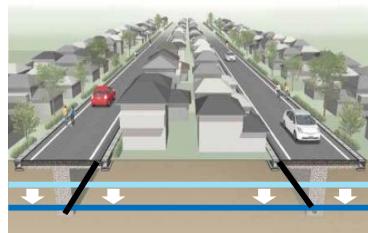
能登半島地震や大分市佐賀関大規模火災等において、甚大な被害が発生した地方公共団体の復興まちづくりの検討や計画等に基づく事業を迅速かつ着実に進めるため、引き続き被災地を支援する。

【都市防災総合推進事業、都市構造再編集中支援事業 等】

○宅地液状化対策の推進

能登半島地震の被災地を含め、全国で宅地液状化対策を推進するため、地方公共団体における液状化ハザードマップの作成や公共施設と宅地との一体的な液状化対策等を支援する。

【宅地耐震化推進事業】



液状化対策のイメージ

②事前防災・事前復興まちづくりの推進

事前復興まちづくり計画策定等をより推進するため、計画の裾野拡大や実現可能性の向上に向けた取組を実施するとともに、UR都市機構のノウハウ等も活用しながら、地方公共団体の計画策定等に対して支援する。

【都市防災・減災推進調査 等】

③災害に強い都市拠点・市街地形成の推進

○防災拠点形成等の推進

市街地の防災性向上や事前復興まちづくり計画等に基づく防災拠点の形成を推進する。

【都市構造再編集中支援事業、市街地再開発事業等、
都市再生区画整理事業 等】



津波避難タワー

○避難場所・避難経路の確保

津波災害のおそれがある区域における津波避難タワー等の避難場所や避難経路の整備等を推進する。

【都市防災総合推進事業】

④安全なエリアへの集団移転および公園施設の老朽化対策等の推進

○安全なエリアへの移転の促進

激甚化・頻発化する災害に備え、災害リスクの高いエリアから安全なエリアへの事前移転を含む集団移転を促進する。

【防災集団移転促進事業】



安全なエリア（既成市街地）への集団移転のイメージ

○公園施設の老朽化対策の推進

公園施設の老朽化が進む中でライフサイクルコストの縮減等が求められていることを踏まえ、長寿命化計画策定等を通じ、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を推進する。



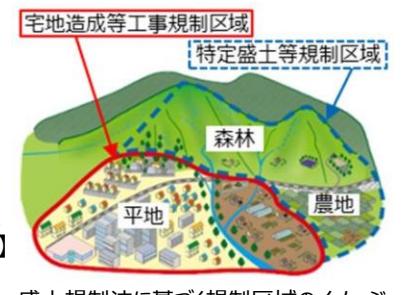
橋梁の再整備

【都市公園・緑地等事業】

⑤盛土の安全確保対策の推進

盛土規制法に基づき、都道府県等が実施する基礎調査や対策工事等に対する支援措置を通じて、盛土の安全確保対策を推進する。

【都市防災総合推進事業、宅地耐震化推進事業、
盛土緊急対策事業】



盛土規制法に基づく規制区域のイメージ

6. まちづくりDX

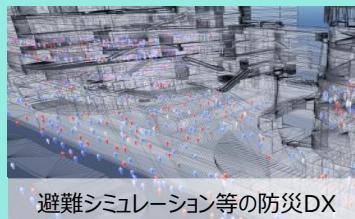
少子高齢化、生産性・国際競争力の強化、災害の激甚化、Well-Being志向の高まり等、複雑化、深刻化する都市の課題に対応するためには、従来のまちづくりの仕組みそのものを変革し、新たな価値創出や課題解決を実現することが必要である。

「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現会議」において策定された「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン」（令和4年7月）に基づき、デジタル技術の活用を通じて、豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支える「人間中心のまちづくり」の実現を目指す「まちづくりDX」に取り組む。

4つの重点取組テーマ

①都市空間DX

データに基づく予測、解析、検証や都市サービスへの対応等により都市空間の最適な再構築を実現



②エリマネDX

デジタル技術の活用による、地域単位でのきめ細かい住民ニーズの把握と高度な都市サービスの提供を実現



③オープンデータ化

まちづくりに関する官民の多様なデータのオープンデータ化を進め、市場創出/オープン・イノベーションを実現



④Project PLATEAU

まちづくりDXのデジタル・インフラとしての役割を果たしていくため、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステムを構築

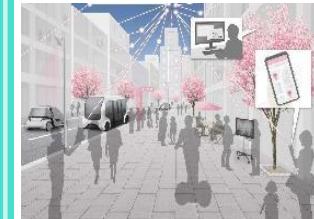


まちづくりDXのビジョン

持続可能な都市経営 Sustainability



将来を見据えた都市計画、都市開発、まちづくり活動により長期安定的な都市経営を実現



一人ひとりに寄り添うまち Well-being

住民ニーズを的確にとらえ、その変化にも敏感に適応するオンドマンド都市を実現



機動的で柔軟な都市設計 Agile-governance

社会情勢の変化や技術革新に柔軟に対応し、サービスを深化させ続ける都市を実現

豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支える「人間中心のまちづくり」の実現

<具体的な取組>

①都市空間DX

大地震時の帰宅困難者対策のデジタル対応

- ・鉄道・インフラ情報、帰宅困難者一時滞在施設の満空情報などを集約・提供する災害ダッシュボードの社会実装。
- ・生成AIを活用した災害情報放送の実証。

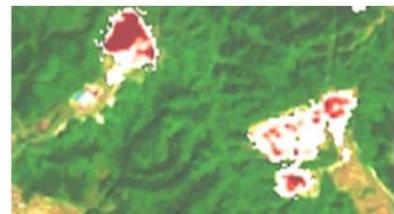
【都市安全確保促進事業】



盛土の安全確保対策・事前防災・事前復興等のDX

- ・AIを活用して衛星画像から盛土可能性箇所を抽出するシステムにより、効率的に盛土を把握・監視。
- ・事前防災や復興事前準備、発災時・復興期におけるデジタル活用の推進。

【都市防災総合推進事業、
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業】



スマートシティの社会実装

- ・AIやIoT等のデジタル技術や官民データの活用により都市の諸課題を解決し、新しい価値を創出する「スマートシティ」の社会実装を推進。
- ・全国の牽引役となるモデルプロジェクトとして、地域のスマートシティ実行計画に基づいた先進的な都市サービスの実証事業を支援。

【スマートシティ実装化支援事業、先導的まちづくり調査】



②エリマネDX

エリマネDX

- ・未来ビジョンに基づくまちづくりDXの人材育成等を支援。
- ・避難訓練をシミュレーションゲーム化した「防災×観光アドベンチャー」の開発など、地域の課題に応じたエリマネDXを展開。

【官民連携都市再生推進関係経費】

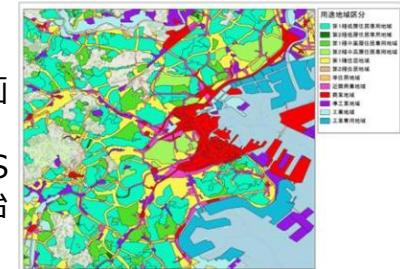


③まちづくりデータの高度化・オープンデータ化

都市計画決定GISデータのオープン化

- ・全国の地方公共団体で決定された都市計画のGISデータを収集。
- ・統一されたフォーマットで、都市計画決定GISデータをダウンロードできるサイトの運営を開始（オープンデータ化）。

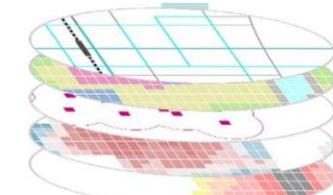
【先導的まちづくり調査】



データを活用した立地適正化計画の実効性向上

- ・品質を統一化した全国データの整備と、標準的な評価構造の提示により、立地適正化計画の適切な評価に基づく見直しや計画作成を推進。
- ・まちづくりにおける広域連携を促すため、必要となるデータを整備。

【先導的まちづくり調査】



データの重ね合わせによる、計画の作成・評価

④3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進 (Project PLATEAU)

Project PLATEAU (プラトー)

- ・全国における3D都市モデルの整備を支援。
- ・3D都市モデルのユースケースの開発およびその汎用化を通じた横展開。
- ・官民における3D都市モデルの活用を通じて、新たなサービスの創出や社会変革を促進。

【都市空間情報デジタル基盤構築調査、
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業】



屋外広告物申請のDX

- ・屋外広告物設置の影響評価や景観計画の検討を3次元で行えるツールを開発。
- ・地方公共団体において業務負担となっている屋外広告物の許可申請業務を省力化。

【都市空間情報デジタル基盤構築調査】



7. 国際連携・海外展開

G7都市大臣会合の創設など都市課題に対する多国間連携の必要性が高まっており、G7や調査・政策形成能力のある国際機関（OECD、UN-Habitat）との連携を強化し、先進的かつ持続可能な都市政策を立案・実施するとともに、我が国企業の海外展開とも連動し、途上国での政策形成を支援することで課題解決に貢献する。

日本企業による都市開発案件の受注に向けて、「インフラシステム海外展開戦略2030」等に基づいた「川上から川下」の取組のみならず、「川下から川上」の流れも含めて、関連機関と連携して重層的に民間企業の取組を支援し案件形成を図る。

国際機関との連携による先進的かつ持続可能な都市政策の推進

- ・G7都市大臣会合の創設など都市課題に対する多国間連携の必要性が高まっている中、調査・政策形成能力のある経済協力開発機構（OECD）や国際連合人間居住計画（UN-Habitat）との連携を強化し、先進的かつ持続可能な都市政策の立案・実施を推進する必要がある
- ・G7都市大臣会合や世界都市フォーラム等における都市関係の各国間対話を通じて、特に環境・レジリエンス、デジタル、インクルージョン（包摂）などの分野において国際的な都市政策の議論をリードする
- ・グローバルサウス諸国を中心に我が国企業の海外展開とも連動し、各国の発展段階に合わせた政策形成を促進することで、各
国の課題解決に貢献する

【経済協力開発機構等拠出金】

デジタル分野における都市開発等の支援

都市開発の海外展開に当たって、PLATEAUなどのデジタル技術を活用した取組を併せて展開し、シナジーを追求する

都市開発の海外展開支援の推進

①UR都市機構との連携による強化

- ・2024年度におけるURの新中期計画と連動し、URの海外展開業務の機能を強化する
- ・川下から川上への流れによる案件発掘・形成を推進する

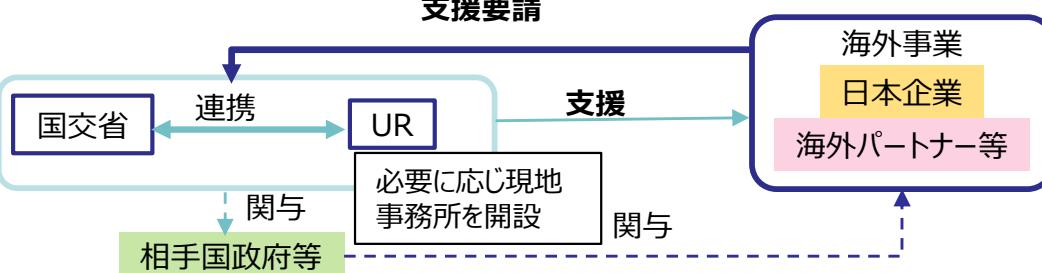
②日本型都市開発の「強み」の強化

都市問題が深刻化するグローバルサウス諸国を中心に、相手国の関心の高まりも踏まえ、日本の公共交通と都市開発の連携（TOD）のノウハウの活用（都市開発関連法制度含む）やデジタル技術の活用などの強みを踏まえた取組を推進する

③他機関連携の強化

UR、JICA、JOIN、在京・現地各国大使館等と連携して効果的かつシームレスな案件形成等を促進する

支援要請



【都市開発海外展開支援事業、グローバルサウス都市開発共同研究・共創支援事業、都市開発の海外展開に向けた調査】

8. 2027年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組

2027年に神奈川県横浜市で開催するA1クラス（最上位）の国際園芸博覧会について、開催に向けた準備を着実に進める。また、令和元年10月の火災により焼失した首里城について、令和8年秋の正殿の復元に向けた取組等を進める。

施策の概要

①2027年国際園芸博覧会に向けた取組

2027年国際園芸博覧会（正式略称:GREEN×EXPO 2027）について、花と緑の関わりを通じ、自然と共に共生した持続可能で幸福感が深まる社会を創造する機会となるよう、開催に向けた準備を着実に進める。

【グリーンインフラ活用型都市構築支援事業（2027年国際園芸博覧会）、
2027年国際園芸博覧会政府出展調査、2027年国際園芸博覧会関係経費、
GREEN×EXPO2027を契機としたインバウンド促進事業（観光関連予算）】



会場イメージ



公式ロゴマーク



公式マスコットキャラクター
「トゥンクトゥンク」

開催概要	
位置付け	最上位の国際園芸博覧会（A1） 国際博覧会に関する条約に基づく認定博覧会 ※我が国では1990年の大阪花の万博以来の開催
開催場所	旧上瀬谷通信施設の一部（約100ha） (神奈川県横浜市旭区・瀬谷区)
開催期間	2027年3月19日～9月26日（192日間）
参加者数	1,500万人（有料来場者数1,000万人以上） ※大阪花の万博では約2,300万人が来場
会場建設費	最大417億円
会場運営費	536億円
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
開催者	公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会 (通称) GREEN×EXPO協会 ※園芸博法に基づき国土交通省が指定

②首里城復元に向けた取組

関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、令和8年秋の復元に向けた首里城正殿の本体工事を実施するとともに、北殿の設計等を進める。

その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

【国営公園等事業】

<木造で復元を行った正殿を含む計9施設が焼損（一部焼損を含む）>



火災直後



令和7年11月撮影

<復元過程の公開等の取組を実施>



正殿の本体工事（令和7年10月撮影）



正殿復元の現場公開

IV. 令和8年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等

拡 充

1. コンパクト・プラス・ネットワークの強化

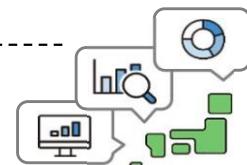
(1) 市町村域を越えた広域連携の強力な推進

先導的まちづくり調査	調査	2.9億円(0.95倍)
コンパクト・プラス・ネットワーク関係経費	補助等	5.3億円(1.00倍)
都市構造再編集中支援事業	補 助	706.6億円(1.01倍)
都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業、 都市・地域交通戦略推進事業	社総交 防安交	4,597億円の内数 8,529億円の内数 等

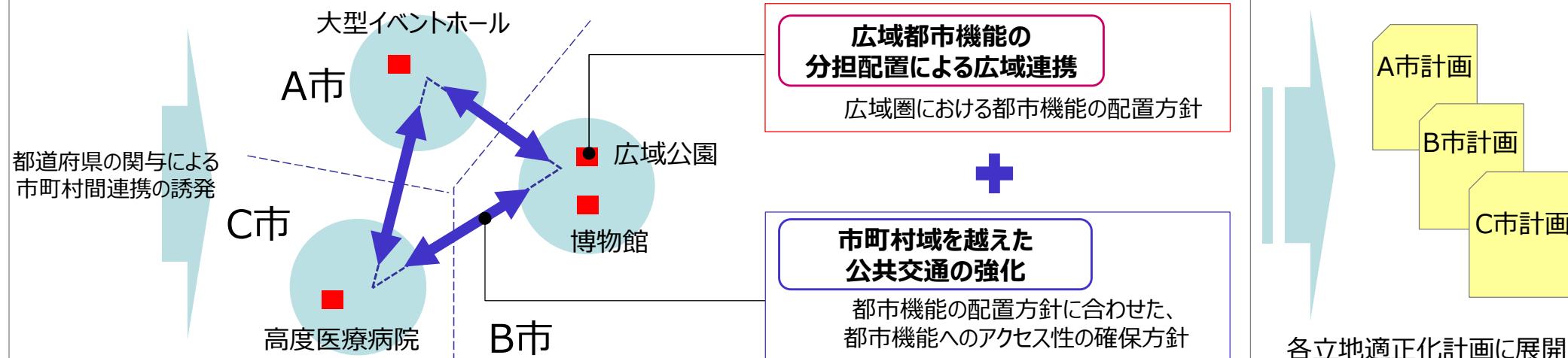
立地適正化計画の実効性を一層高めるためには、各市町村がそれぞれの域内で取組を行うのみならず、市町村域を越えた広域的な取組を進めていくことが重要である。一方で、広域連携を進めるに当たっては市町村間での合意形成にハードルがあるため、これを克服するための取組を国として推進する。更に、都道府県が積極的に関与する広域的な立地適正化の取組に対する支援を強化する。

広域的な立地適正化の取組の更なる推進

- EBPMアクションプラン2025に基づく広域連携まちづくりの効果・課題を検証・分析し、市町村域を越えた広域連携まちづくりを推進する。
- 持続可能な都市構造の実現に向けて、CO2排出量の状況および業務施設等が持つ役割を分析し、その成果をまちづくりの健康診断等で横展開することで、広域における立地適正化計画の高質化や広域連携の強力な推進につなげる。【先導的まちづくり調査】
- 広域連携を推進するため、都道府県による「広域的な立地適正化の方針」の作成に対する支援を実施する。
【コンパクト・プラス・ネットワーク関係経費】
- 広域連携による誘導施設の整備、地域生活拠点での事業実施の要件に、複数市町村に加え、都道府県が作成主体となっている「広域的な立地適正化の方針」を追加する。
【都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業】



都道府県が作成する広域的な立地適正化の方針のイメージ



1. コンパクト・プラス・ネットワークの強化

(2) まちなかにおける業務施設等の立地促進

拡充

都市構造再編集中支援事業	補助	706.6億円(1.01倍)
まちなかウォーカブル推進事業	補助	6.2億円(1.00倍)
民間都市開発推進資金	貸付	21.3億円(1.06倍)
まちなかウォーカブル推進事業	社総交	4,597億円の内数

立地適正化計画において、これまでの居住および生活関連施設の誘導による居住者の利便性の向上を進める取組に加え、今後、持続可能性の高いまちづくりの更なる推進に向けて、就業者や来訪者も含めた多様な人々にとってのまちの魅力向上を図ることが必要である。そのために、業務施設（オフィス等）、業務支援施設（インキュベーション施設等）、集客施設（アリーナ・宿泊施設等）のまちなかへの立地を誘導するとともに、多様な都市機能の集積や多様な人材による交流の場づくり等により、地域の稼ぐ力の源となるイノベーションの創発を推進する。

まちなかの業務施設立地に係る環境整備への支援

【都市構造再編集中支援事業、まちなかウォーカブル推進事業】

都道府県が関与して作成された「広域的な立地適正化の方針」に基づき、都市機能誘導区域内において**業務施設、業務支援施設の就業者・来訪者が共同で利用するスペース等の整備**について支援する。併せて、大学等と連携して設置されるインキュベーション施設の整備についても支援する。



山形県鶴岡市「鶴岡サイエンスパーク」

慶應義塾大学の研究所を核とする研究産業エリアに入居者が共同で利用する研究支援スペースを整備。

民都機構による金融支援

【まち再生出資事業、民間都市開発推進資金】

都道府県が関与して作成された「広域的な立地適正化の方針」に基づき、都市機能誘導区域内において**業務施設、業務支援施設、集客施設**を整備する民間都市開発事業に対し、**民都機構による金融支援**を実施する。

<業務施設等イメージ（オフィス、インキュベーション施設等）>



茨城県つくば市
「つくばセンタービル (co-en) 」



新潟県長岡市
「ミライエガ長岡」

つくば市の中心市街地に、多様な働き方と、チャレンジする人を応援し、交流を生み出すハブとなる場として、コワーキングスペースを整備。

長岡市の中心市街地に、入居企業の新規事業開発と新たな価値の創出を目指すインキュベーション機能を備える施設を整備。

1. コンパクト・プラス・ネットワークの強化

(3) 市町村による計画の適切な評価・見直しと作成に対する継続的な支援

継続

立地適正化計画の実効性を一層高めるためには、計画の適切な評価・見直しを図るとともに、計画作成の更なる推進が必要である。そのため、「まちづくりの健康診断」の継続的な推進、広域連携の推進、データ整備・標準化など実効性の向上に向けた取組を推進する。

立地適正化計画の実効性の向上に向けた取組＝「まちづくりの健康診断」

市町村による適切な評価・見直しの継続的な推進

●市町村による「まちづくりの健康診断」の推進

- ・地方公共団体の負担を軽減しながら見直しができるようなデータの整備、標準的な評価構造、見直し方策の提示
- 広域的な視点からの見直しも可能なデータの提供
- 中長期的な都市の体質改善状況が把握可能な時系列データの整備

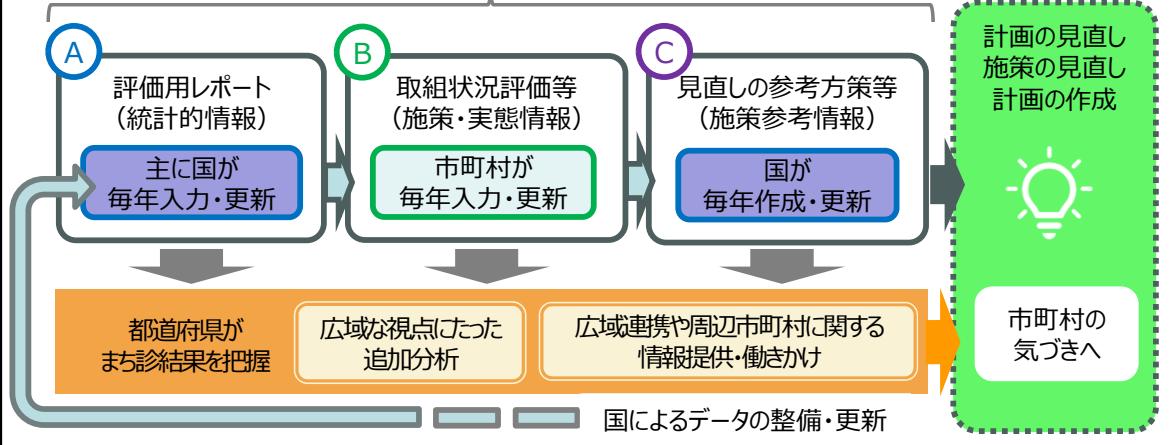


●評価構造、評価指標の統一性確保の推進

- ・間接効果や施策の取組状況も含めて評価を実施
- ・評価に影響を与える要素や統計上の誤差等も考慮

●効率化、精度統一化に資するデータ整備の推進

まちづくりの健康診断の構成

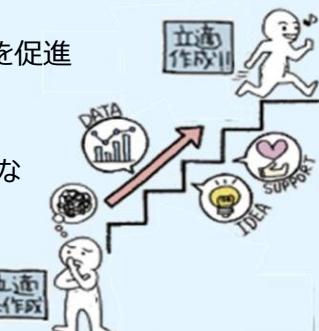


立地適正化計画の必要性を踏まえた更なる裾野拡大

●計画作成の必要性も加味した取組の推進

●取組が進まない要因に対する対策を実施

- ①的確な現状認識
 - ・都市課題等の把握や周辺都市との比較が可能な仕組みの構築
- ②広域的な連携
 - ・参考方策等の提示により、周辺市町村との連携を促進
 - ・都道府県による積極的な情報提供・働きかけ
- ③政策判断
 - ・立地適正化計画の直接的な効果に加え間接的な効果を提示
- ④実施体制の確保
 - ・計画作成に必要なノウハウ・好事例の横展開
- ⑤地元合意
 - ・住民や関係各者の理解醸成の促進



持続可能な都市の実現に向けたまちづくりの推進

【コンパクト・プラス・ネットワーク関係経費】

- 実効性向上に向けた適切な評価・見直しを推進する。
- 裏野拡大に向けた計画作成を推進する。

1. コンパクト・プラス・ネットワークの強化

(4) 適切な都市機能の集積の推進

拡充

都市構造再編集中支援事業	補助	706.6億円(1.01倍)
都市・地域交通戦略推進事業	補助	10.0億円(1.00倍)
都市再生区画整理事業、市街地再開発事業等、 都市・地域交通戦略推進事業	社総交 安防交	4,597億円の内数 8,529億円の内数

土地の有効・高度利用や「民」の力を活かした地方創生・まちづくりの取組を推進するため、統廃合等により使用されなくなった公共施設やその跡地の民間事業者等による活用支援等により、都市機能の適切な集積を図る。また、都市軸となる公共交通および複数のモビリティを結節する拠点整備への支援を強化し、移動サービスの質の向上を図る。

都市構造再編集中支援事業

- まちなかにおける都市機能（学校、病院等）の整備を引き続き支援するとともに、統廃合等により使用されなくなった公共施設やその跡地（公有財産）の民間事業者等による活用支援を強化する。

小学校跡地を活用した民間病院の誘致
(茨城県潮来市)

統廃合により廃校となった小学校跡地（市が周辺を医療・福祉拠点として位置付け）に市民の健康増進に係る協定を市と締結した民間病院が開院



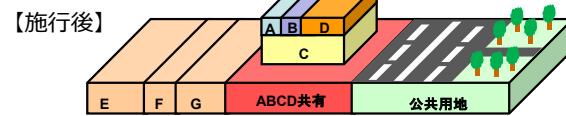
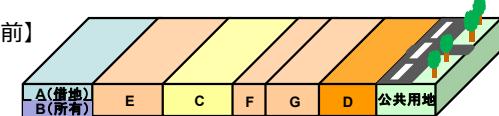
都市再生区画整理事業

- 土地の有効・高度利用を図りながら効果的に街区を再編し、コンパクトな都市構造を実現するために、土地区画整理事業にあたっての立体換地建築物への支援を適正化する。



立体換地建築物イメージ
(福岡県北九州市旦過地区)

〈立体換地制度を活用した土地区画整理事業のイメージ〉



土地の権利を土地と建物の権利に変換

市街地再開発事業等

- 都市計画区域マスタープランに都市の拠点として位置付けられたエリアを補助対象に追加し、非線引き都市計画区域を含む地方都市への支援を強化する。



地方都市における市街地再開発事業のイメージ
(左：北海道富良野市、右：山口県山口市)

都市・地域交通戦略推進事業

- コンパクト・プラス・ネットワークの取組を推進するため、都市軸として位置づけられた公共交通におけるサービスレベルの維持・向上のための支援を強化する。
- 生活圏内における移動サービスの質の向上を図るために、ラストワンマイルの移動を支えるための乗換え拠点であるモビリティハブ整備についての支援を強化する。



モビリティハブのイメージ

(1) 観光に資する歴史まちづくりの強力な促進

新規

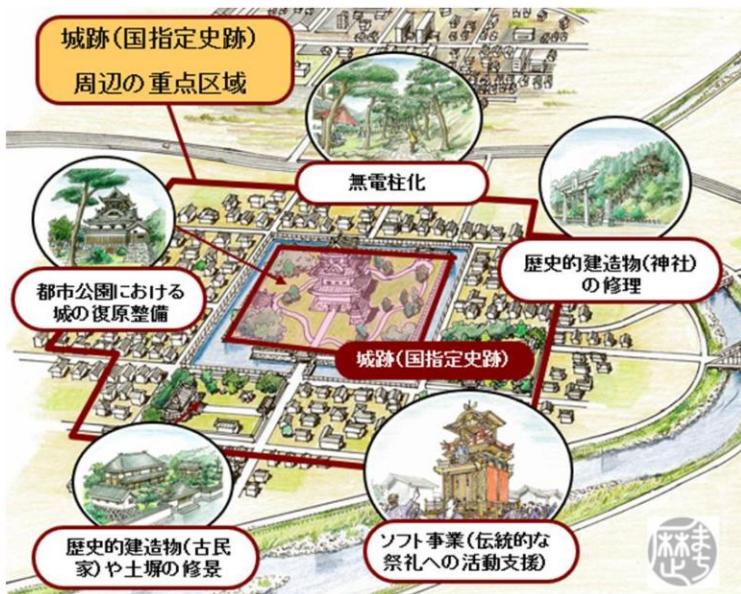
歴史的建造物等の地域資源の保全・活用により、都市の質や価値を向上することで人や投資を呼び込む都市の磁力を強化することが重要である。そのため、歴史まちづくり計画に位置付けられた取組への支援制度を創設することで、歴史まちづくりを更に推進し、居住者等の地域への誇りや愛着を醸成するとともに、地方誘客を促し域外から稼ぐ力の強化も図る。

歴史まちづくり計画の概要

歴史的風致*の維持および向上を図るために取組を実施することが特に必要であると認められる区域（重点区域）を定めた「歴史まちづくり計画」を市町村が策定し、国が認定する。

重点区域においては、これらの取組を一体的に推進するため、重点的な支援を実施する。

<重点区域のイメージ>



*歴史的風致…地域におけるその固有の歴史および伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物およびその周辺の市街地とが一体となって形成する良好な市街地の環境

地域の観光資源充実のための環境整備推進事業

○歴史まちづくり計画の重点区域において、市町村等が行う歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備を総合的かつ一体的に支援する制度を創設する。

<主な支援対象イメージ>

歴史的建造物の保全・修景

○建造物の改修、新築、除却等による地域の観光資源の高付加価値化 等



歴史的建造物の修景
(愛知県犬山市)



歴史的建造物の保存・再生
(山口県萩市)

歴史的体験向上のためのまちなみの高質化

○道路の美装化・無電柱化、水辺空間の復元、ガードレール・街灯の修景 等



道路の美装化
(岡山县高梁市)



歩行空間の無電柱化
(長野县长野市)

快適な観光のためのインフラ整備

○広場、公園、駐車場、交通結節点、観光交流・賑わい創出施設の整備 等



広場の整備
(埼玉県川越市)



歴史・文化を伝える拠点の整備
(富山县高岡市)

歴史的資源を活用するための取組

○環境整備のための調査・計画策定、防犯・防災対策、伝統的活動への支援 等



消防用設備の設置
(岐阜県高山市)



祭礼で使用する山車の修繕
(静岡県三島市)

拡 充

都市構造再編集中支援事業	補 助	706.6億円(1.01倍)
まちなかウォーカブル推進事業	補 助	6.2億円(1.00倍)
都市・地域交通戦略推進事業	補 助	10.0億円(1.00倍)
景観改善推進事業	補 助	0.6億円(1.00倍)
まちづくりファンド支援事業	補 助	1.2億円(1.20倍)
メザニン支援事業	政府保証	700.0億円(0.58倍)
都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業、 都市・地域交通戦略推進事業	社総交 防安交	4,597億円の内数 8,529億円の内数

2. 地域資源を活かしたまちづくりの急加速

(2) 都市の魅力を高める地域資源の保全・活用

地方創生に関する総合戦略の実現等に向け、地域に人や投資を呼び込むためには、地域の個性や魅力を磨き上げ、域内の磁力や域外からの稼ぐ力を強化することで、個性あるまちづくりを進めることが重要である。

このため、地域の個性を形成し、まち再生のポテンシャルを有する既存ストックである地域資源のリノベーションや活用を官民一体で推進し、地域の魅力創出を図り、地域経済の活性化につなげる。

地域資源を活かしたまちづくりに資する都市交通施策の推進

【都市・地域交通戦略推進事業、都市構造再編集中支援事業、
都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業】

歴史的なまちなみ等の地域資源を活かしたまちづくりを促進するため、道路幅員が狭く拡幅が困難等の地域の実情を踏まえた、フリンジ駐車場の整備等の車両の流入抑制に係る取組についての支援を強化する。



地域資源の保全・活用のための
車両流入抑制に係る取組（岐阜県白川村）

広域的な景観まちづくりの推進

【景観改善推進事業】

広域的に重要な地域資源を持つ市区町村の景観計画活用を加速するため、現行の支援対象に加えて、都道府県が策定する基本方針に基づき、景観計画の策定・改定に取り組む市区町村に対する支援を実施する。



眺望保全の考え方を定めた事例
(白山眺望景観保全地域)
(石川県)

地域資源の民間活用に対する金融支援の推進

【まちづくりファンド支援事業、まち再生出資事業、メザニン支援事業】

地域の個性を形成し、まち再生に資する魅力的な地域資源（既存ストック）のリノベーション等を行う民間都市開発事業に対して、民都機構が金融支援を実施する。



地域住民の生活を支えてきた診療所を
リノベした交流拠点（岡山県瀬戸内市）

既存ストックの官民連携による活用の推進

【都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業】

地域のシンボルとなっている市町村所有の建造物を民間事業者がまちづくりに資する施設として活用する場合の是正改修（耐火改修、屋根・外壁・給排水改修等）に係る費用の一部を支援する。



店舗等を含む交流拠点として再整備した
旧内野醤油店（神奈川県小田原市）

まちづくり推進活動資金	貸付	0.2億円(皆増)
官民連携都市再生推進関係経費	補助等	1.0億円(0.60倍)
民間都市開発推進資金	貸付	21.3億円(1.06倍)
まちづくりファンド支援事業	補助	1.2億円(1.20倍)
都市構造再編集中支援事業	補助	706.6億円(1.01倍)
都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業	社総交	4,597億円の内数
	防安交	8,529億円の内数 等

3. エリアマネジメントと国際競争力の強化

(1) 持続可能なエリアマネジメントの推進

拡充

※令和7年度補正予算 官民連携都市再生推進関係経費 補助等 0.8億円。合計1.8億円(1.09倍)

持続可能なエリアマネジメント活動に必要な人材・財源の確保に向け、中心的な担い手である都市再生推進法人の育成・活用に対する支援への重点化を図るとともに、採算性確保や活動の実施に必要な施設整備に対する支援を強化する。また、活動にも資する道路空間の利活用を推進する。

都市再生推進法人の育成・活用の推進

官民協調で策定した計画等に基づく公共公益施設の整備等に対し、地方公共団体を通じて都市再生推進法人へ無利子貸付を実施する。また、同法人の育成や初動期の取組に対する支援への重点化を図る。

【まちづくり推進活動資金、官民連携都市再生推進関係経費】



インフォメーションカフェの整備
(愛知県豊田市)



都市再生推進法人の育成のための勉強会

エリアマネジメント活動に必要な施設整備の推進

官民協調で策定した計画に位置付けられた、持続的な活動に資する施設整備等に対する支援を強化する。

【都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業】

また、活動拠点等として活用するスペースの整備費や、当該施設を活用した活動に要する費用に対して、民都機構による金融支援を実施する。

【まち再生出資事業、民間都市開発推進資金、メザニン支援事業、まちづくりファンド支援事業】



エリアマネジメント団体と連携した情報板設置
(兵庫県神戸市)



店舗を含む交流拠点整備
(東京都町田市)

ウォーカブル政策とほこみち制度の連携の推進

道路空間の利活用推進に向け、歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度による占用特例を活用し、にぎわいのあるまちなか空間を形成する事業に対して、重点的な支援を実施する。

【まちなかウォーカブル推進事業】



ほこみち制度を活用してにぎわいを創出した事例
(左：佐賀県佐賀市、右：宮城県仙台市)



エリアマネジメント活動のためのコミュニティースペース



整備した歩行空間を活用したエリアマネジメント活動
(群馬県前橋市)

3. エリアマネジメントと国際競争力の強化

(2) 国際競争力強化のための都市再生の推進

継 続

国際競争拠点都市整備事業 補 助 130.0億円(1.00倍)

メザニン支援事業 政府保証 700.0億円(0.58倍)

※令和7年度補正予算 国際競争拠点都市整備事業 補助 3.9億円。合計133.9億円(1.03倍)

交通利便性や業務機能の集積の程度が高く、経済活動が活発なビジネス拠点を形成し、都市の国際競争力を強化するため、都市の中枢拠点において、道路や交通施設等の重要インフラや市街地開発事業等の都市基盤整備を集中的かつ重点的に推進するとともに、金融・税制支援を通じて、地域課題の解決など公共的価値の創出に資する優良な民間都市開発事業を促進する。

国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）

我が国の都市の国際競争力を強化するため、大都市の拠点エリアにおいて、都市基盤整備を重点的に進めることにより、国際的なビジネス拠点・世界水準の居住空間の形成を図る。

支援内容

- 道路 ○交通施設（バスターミナル、BRT、鉄道施設）
- 鉄道駅周辺施設（歩行者ネットワーク等） ○市街地再開発事業
- 土地区画整理事業 等

〈支援事例〉 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域



大阪駅周辺において、JR東海道線支線地下化や土地区画整理事業等による基盤整備を実施し、世界中からビジネスや観光を呼び込み、産学官民の交流の中で高質な都市空間を目指し、国際競争力と生産性の高い都市を構築

優良な民間都市開発事業の促進（国土交通大臣認定制度）

海外から企業や人材を呼び込むため、優良な民間都市開発事業への金融・税制支援を通じ、国際ビジネス拠点に相応しい都市の形成を図る。

支援内容

- 税制支援 法人税等の割増償却、登録免許税等の軽減措置
- 金融支援 民間都市開発推進機構によるメザニン支援

〈支援事例〉



国際ビジネス拠点に相応しいオフィスやホテル、商業施設を整備するとともに、隣接街区と一緒にデッキを整備し、観光客を含む歩行者の回遊ネットワークを向上

横浜シンフォステージ
(神奈川県横浜市)



立体広場により地上と地下のアクセスを向上するとともに、高質なオフィス・商業空間を整備

天神ビジネスセンター
2期プロジェクト
(福岡県福岡市)

(1) 改正都市緑地法等を踏まえた緑地確保の推進

継
続
充

令和6年11月に施行された都市緑地法等の一部を改正する法律により創設された、企業等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が認定する制度（TSUNAG）を一層活用することで、民間投資の呼び込みを促進する。加えて、都市緑地の質・量両面での確保に向けて、特別緑地保全地区等の樹林の更新等を図る機能維持増進事業を推進する。

まちづくりG X 緑地確保推進調査

企業等による緑地確保の取組を促進するため、金融・経済界も巻き込み、TSUNAG認定を活用した民間投資の呼び込みを図る。

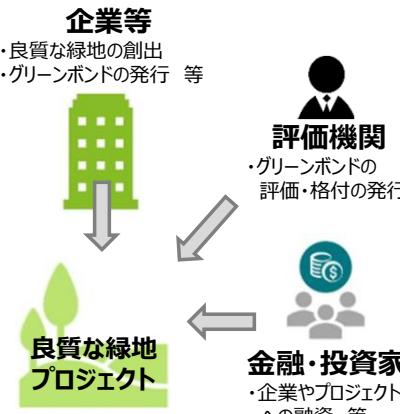
【国際基準等との連携】

国際基準等の動向を踏まえ、評価項目・基準の見直しを行うとともに、国際会議等で周知し、国内外の認証制度との連携を図る。



【民間投資の呼び込みの促進】

企業等、金融機関・投資家、評価機関と連携し、ESG投資においてTSUNAG認定を活用したモデルケースを創出し、横展開を図る。

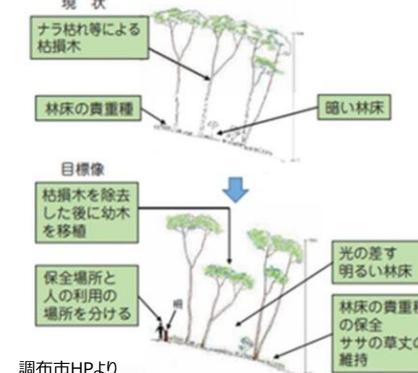


都市公園・緑地等事業

樹木の皆伐や択伐等により樹林の更新等を図る機能維持増進事業について、緑地の質の更なる向上を実現するため、計画的な取組や官民連携による取組への支援を強化する。

【機能維持増進事業の計画的な実施】

計画的で実効性の高い緑地保全の取組を推進するため、古都保存・緑地保全等事業の対象に「機能維持増進事業の実施に係る計画策定」を追加する。



【地元団体等と連携した機能維持増進事業等の実施】

企業やNPO等と連携した緑地保全の取組を推進するため、古都保存・緑地保全等事業において民間団体が実施する機能維持増進事業等に対する間接交付を可能とする。



地元団体による竹林の伐採作業
(神奈川県鎌倉市)

4. まちづくりGX

(2) エネルギーの面的利用およびまちなかの暑さ対策の推進

継 続

国際競争拠点都市整備事業	補 助	130.0億円(1.00倍)
都市構造再編集中支援事業	補 助	706.6億円(1.01倍)
まちなかウォーカブル推進事業	社総交	4,597億円の内数
民間都市開発推進資金	貸 付	21.3億円(1.06倍) 等

※令和7年度補正予算 国際競争拠点都市整備事業 0.5億円。合計130.5億円 (1.00倍)

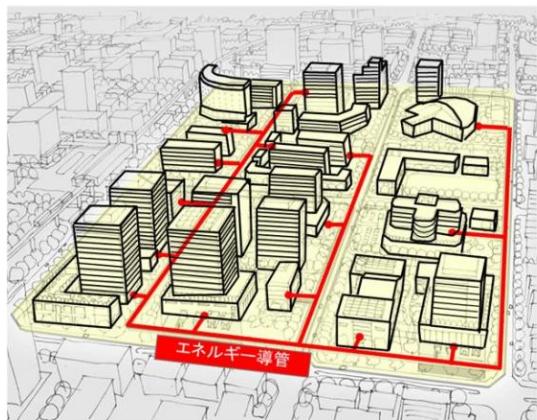
エネルギーの面的利用と組み合わせた省エネと創エネ等への支援により、段階的な取組や先進的・総合的な取組を推進することで、街区の防災性能および環境性能の強化を行い、ネット・ゼロ・エネルギー街区の実現を図る。

緑陰や日よけ等のまちなかでの暑さをしのぐクールスポットの創出など、暑熱対策に官・民で取り組む地域に対して支援を実施するとともに、民間都市開発事業者等の先進的な実証事業への支援等を通じ、暑熱対策に資する取組を推進する。

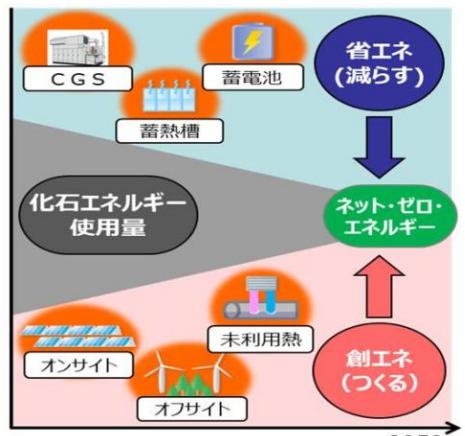
エネルギーの面的利用・利用効率化、省エネ・創エネの推進

エネルギー導管で複数の建物をつなぎ、効率的に熱・電気を融通するエネルギーの面的利用や、省エネ・創エネ等への支援により、先進的・総合的な取組を推進することで、街区の防災性能および環境性能を強化する。

【国際競争拠点都市整備事業、都市構造再編集中支援事業】



エネルギーの面的利用のイメージ



ネット・ゼロ・エネルギー街区化のイメージ

街区の
防災性の強化



ネット・ゼロ・エネルギー
街区化

街区の防災性および環境性の強化、ネット・ゼロ・エネルギー街区化を進めることによりまちづくりGXの実現を目指す。

まちなかの暑さ対策

気候変動により猛暑・酷暑期間が長期化しても、通勤・通学や通院・買い物といった都市空間での日常生活を安全・快適に続けられる「都市のクーリングダウン」の取組について、対策の検討から社会実験、施設整備まで広く支援する。

【まちなかウォーカブル推進事業、都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、民間都市開発推進資金 等】



民間都市開発事業者等が行う都市の脱炭素化・暑熱対策に資する先進的な取組に係る実証事業に対して支援する。

【脱炭素・クーリングダウン都市開発推進事業】



効果的なクールスポット創出のための冷却装置の適正配置等の実証

都市構造再編集中支援事業	補 助	706.6億円(1.01倍)
官民連携都市再生推進関係経費	補助等	1.0億円(0.60倍)
防災集団移転促進事業	補 助	7.1億円(1.29倍)
都市防災総合推進事業、宅地耐震化推進事業	防安交	8,529億円の内数

5. 国土強靭化、安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

(1) 被災地の復興支援・宅地液状化対策の推進

継 続
拡 充

令和6年能登半島地震や大分市佐賀関大規模火災など大規模な災害の被災地における迅速かつ確実な復興を実現するため、復興まちづくり計画等に基づく事業に対して、ハード・ソフト両面から引き続き支援する。また、能登半島地震の被災地を含め、全国の宅地液状化対策を推進する。

能登半島地震等からの復興の取組状況

○復興まちづくりに向けた取組

甚大な被害が発生した市町の復興まちづくりの検討や計画等に基づく道路・公園等の基盤整備、地域コミュニティの再生および災害時の拠点となる施設整備等の復興まちづくり事業を迅速かつ着実に進めるため、引き続き支援する。

【都市構造再編集中支援事業、官民連携都市再生推進関係経費、
都市防災総合推進事業、防災集団移転促進事業】

○液状化災害の再発防止に向けた対策

液状化被害が集中した地域において、市町による公共施設と宅地との一体的な液状化対策が着実に進むよう、引き続き支援する。

【宅地耐震化推進事業】



復興まちづくりに向けたワークショップの様子
(石川県輪島市)



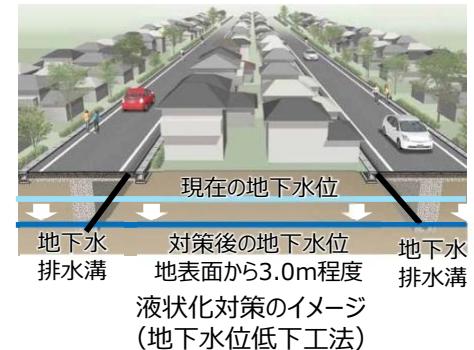
液状化対策の実証実験
(石川県金沢市)

宅地液状化対策の推進

【宅地耐震化推進事業】

○宅地液状化防止事業

液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された一団の土地の区域における、公共施設と宅地との一体的な液状化対策に対する支援を強化する。



<拡充内容>

- ▶ 支援対象に「用地費」および「補償費」を追加する。

○宅地の液状化による変動予測調査

全国の地方公共団体における液状化ハザードマップ作成に対する支援を強化する。



<拡充内容>

- ▶ 宅地の液状化による変動予測調査について、令和12年度までに限り、国費率を1/2に嵩上げする。

(2) 事前防災・事前復興まちづくりの推進

新規
継続

都市防災・減災推進調査 調査	1.0億円(皆増)
都市再生コーディネート等推進事業 補助	8.8億円(1.00倍)
都市防災総合推進事業 防安交	8,529億円の内数

地震や津波などの大規模自然災害により市街地において大きな被害が想定される地域において、早期の復興まちづくりを可能とするため、都市の防災・減災に向けた取組を推進するとともに、平時からの備えとして、事前復興まちづくりに向けた取組を推進する。

事前復興まちづくり計画策定等の推進

○計画の裾野拡大に向けた検討

事前復興まちづくり計画策定をより推進するため、都市計画や立地適正化計画等の既存計画の活用や都道府県の役割の明確化等、計画の裾野拡大や実現可能性の向上につながる取組方針について整理を行い、ガイドラインや事例集の充実、伴走支援等の技術的支援の充実を図る。

併せて、事前復興まちづくり計画策定に関する課題やその解決策等を分析・検討し、その成果を横展開することで、全国での事前復興まちづくり計画の策定の推進につなげる。 【都市防災・減災推進調査】

○計画策定への支援

災害からの復興まちづくりや事前防災等について、UR都市機構のノウハウ等も活用しながら、地方公共団体の事前復興まちづくり計画策定等に対して支援する。 【都市再生コーディネート等推進事業、都市防災総合推進事業】

復興まちづくりのための事前準備の取組内容

体制 復興体制の事前検討

手順 復興手順の事前検討

訓練 復興訓練の実施

基礎データ 基礎データの事前整理、分析

目標 復興における目標等の事前検討

事前復興まちづくり計画でとりまとめる内容

- ①検討の前提となる被害想定やまちの課題
地域特性と想定される被害の分布、規模等の整理 等
- ②復興まちづくりの目標・実施方針
市町村全域の復興まちづくりの目標 等
- ③目標の実現に向けた課題
復興体制や復興手順の検討 等
- ④課題解決のための対応策
・復興体制や復興手順の整理
・基礎データの整理 等

事前復興まちづくり計画の裾野拡大や実現可能性の向上に向けた取組方針

必要性の周知

既存計画の活用

好事例の共有

都道府県の役割の明確化

中小規模市町村への支援

事前復興まちづくり計画の裾野拡大
事前復興まちづくり計画の実現可能性の向上

5. 国土強靭化、安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

継続拡充

(3) 災害に強い都市拠点・市街地形成の推進

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災拠点形成や避難場所・避難経路確保、地下構造物の浸水・冠水対策等を推進する。

防災拠点等の整備の推進

災害時の防災拠点となる広場・公園の整備や避難所機能を有した地域交流センター等の整備を行うことで災害に強いまちづくりを推進する。

【都市構造再編集中支援事業】

土地区画整理事業により密集市街地や都市基盤が脆弱な市街地の整備等を行うことで防災機能の強化を推進する。

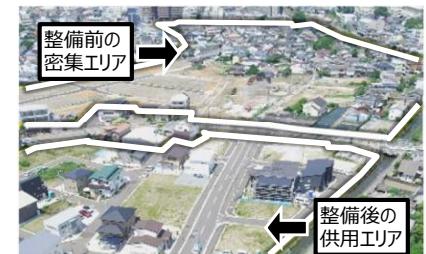
【都市再生区画整理事業】

市街地再開発事業等による不燃化促進や緊急車両のアクセス性向上に向けた取組を推進する。

【市街地再開発事業等】



避難所機能を有した地域交流センター
(山口県下関市)



土地区画整理事業による
密集市街地の解消
(高知県高知市)



市街地再開発事業による防災性の向上
(大阪府寝屋川市)

都市構造再編集中支援事業	補助	706.6億円(1.01倍)
都市・地域交通戦略推進事業	補助	10.0億円(1.00倍)
都市防災総合推進事業、都市再生区画整理事業、市街地再開発事業等、都市・地域交通戦略推進事業	防安交	8,529億円の内数

避難場所・避難経路の確保

南海トラフ地震などの大規模地震により津波災害のおそれがある区域における津波避難タワーなどの避難場所および避難場所に向かう避難経路の整備等を推進する。

【都市防災総合推進事業】



津波避難タワー
(静岡県焼津市)



避難経路
(高知県須崎市)

地下構造物の浸水・冠水対策

近年頻発化する集中豪雨に対し、市街地部における地下構造物への浸水被害を防ぎ、都市交通機能の強靭化を図るため、都市交通を支える都市計画駐車場（地下）における早急な浸水対策への支援を強化する。

【都市・地域交通戦略推進事業、都市構造再編集中支援事業】



止水板設置のイメージ



浸水センサ設置のイメージ

5. 国土強靭化、安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

(4) 安全なエリアへの集団移転および公園施設の老朽化対策等の推進

継
続

拡
充

防災集団移転促進事業 補助 7.1億円(1.29倍)

都市公園・緑地等事業 防安交 8,529億円の内数

※令和7年度補正予算 防災集団移転促進事業 補助 10.7億円。合計17.8億円 (3.23倍)

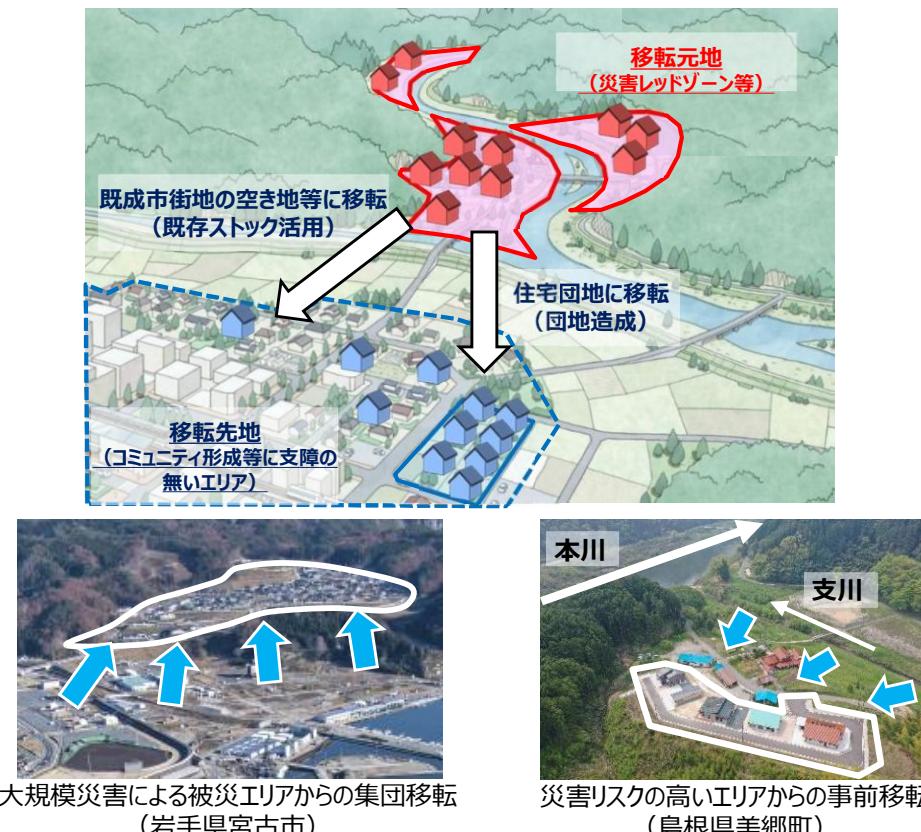
激甚化、頻発化する水災害や南海トラフ地震などの大規模災害の発生に備え、災害リスクの高いエリアから安全なエリアへの移転を促進するとともに、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を推進する。

防災集団移転促進事業

○安全なエリアへの事前移転を含む集団移転の促進

大規模災害からの復興や激甚化・頻発化する水災害、切迫する南海トラフ地震等の巨大地震への備えのため、より安全なエリアにある既成市街地の空き地や住宅団地等への集団移転を促進する。

●安全なエリアへの集団移転のイメージ



都市公園・緑地等事業

○公園施設の老朽化対策およびバリアフリー化の推進

ライフサイクルコストの縮減や、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進が求められていることを踏まえ、長寿命化計画策定や公園施設のバリアフリー化に対する支援を通じ、子どもや高齢者、障害者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を推進する。

【拡充内容】

- 「公園施設長寿命化計画策定調査」について、令和12年度まで期限延長。ただし、令和10年度以降については、人口5万人未満の市区町村で、かつ、GISや客観的データを計画策定・改定に活用している事業に限定
- 「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」における、「都市公園における公園施設のバリアフリー化」について、支援対象を市区町村のみとし、総事業費要件を2.5億円未満としたうえで、令和12年度まで期限延長

●老朽化した公園施設の更新イメージ



●公園施設バリアフリー化の例



(5) 盛土の安全確保対策の推進

盛土規制法に基づく危険な盛土に対する規制が速やかに、かつ、実効性を持って行われるよう、都道府県等が実施する既存の危険な盛土の把握のために必要な調査や対策工事等に対する支援措置を通じて、盛土の安全確保対策を推進する。

盛土規制法の概要

1. スキマのない規制

◇盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、盛土等を許可制に

3. 責任の所在の明確化

◇土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を明確化

2. 盛土等の安全性の確保

◇災害防止のために必要な許可基準を設定し、検査等で確認

4. 実効性のある罰則の措置

◇条例による罰則の上限より高い水準に強化

【 盛土規制法に基づく規制区域のイメージ 】

宅地造成等工事規制区域※1



特定盛土等規制区域※2

※1
【宅地造成等工事規制区域】
市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※2
【特定盛土等規制区域】
市街地や集落等からは離れるものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

基礎調査の推進 【都市防災総合推進事業】

- 都道府県等が実施する盛土規制法に基づく基礎調査である規制区域指定のために必要な調査や既存の危険な盛土の把握のために必要な調査に対して支援を行う。



【既存盛土等調査イメージ図】

盛土の安全対策に対する支援等による取組の推進

【宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地の滑動崩落対策）】

- 大地震等による大規模盛土造成地の滑動崩落を未然に防ぐため、地盤調査等による安全性把握調査を行うとともに、安全対策が必要な場合には、対策工事による安全性の確保に向けた取組への支援を強化する。

<拡充内容>

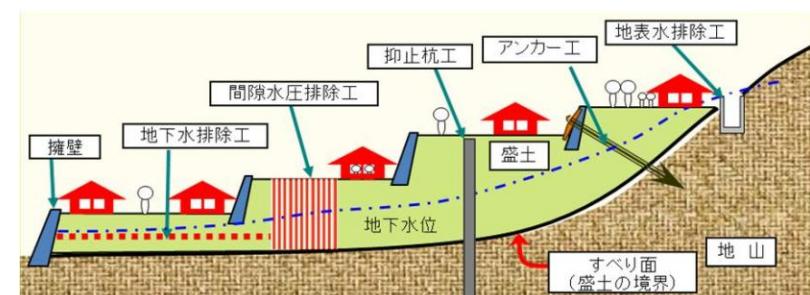
- ・ 支援対象に「用地費」および「補償費」を追加する。
- ・ 施行地区に「安定計算による安全率が1を下回る区域及び隣接する区域」を追加する。

【盛土緊急対策事業】

- 盛土の崩落等による被害を未然に防ぐため、行為者等による是正措置を基本としつつ、盛土の安全性把握のための詳細調査や危険な盛土の撤去、対策工事に対する支援を行う等、取組への支援を強化する。

<拡充内容>

- ・ 支援対象に「用地費」および「補償費」を追加する。



【対策工事のイメージ】

※令和7年度補正予算 都市空間情報デジタル基盤構築調査 調査 1.0億円。合計11.5億円(1.01倍)

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 補助 0.5億円。合計13.1億円(1.12倍)

6. まちづくりDX

(1) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

Project PLATEAU（プラトー）について、今後、自治体や民間企業における更なるDX、サービス創出に貢献すべく、3D都市モデルの整備コスト削減や活用ツールの汎用化、データ利用環境改善等の基幹的施策を重点的に進めるとともに、地方公共団体における広域的なまちづくり施策や事前復興まちづくり計画策定の推進に向けた3D都市モデルの整備・活用等への支援を強化する。

都市空間情報デジタル基盤構築調査

国によるPLATEAUを駆動させていくための基幹的施策

1 データの整備・更新

データの自動生成、既存資源活用による整備効率化、データ形式標準最新化

2 先進事例の開発

業務コスト削減に資する活用事例の汎用性向上、AI等の先端技術の活用

3 コミュニティ形成

利用者拡大への対応、事業創出や地域課題解決に至る開発機会の提供

国による各主体の役割を円滑化・促進する環境整備施策

4 民間/自治体での実装

ビジネス創出・自治体の活用分野・地域の拡大、ニーズシーザーのマッチング支援

5 地域の担い手育成

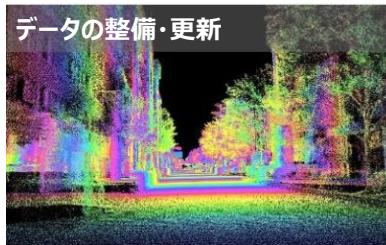
データ利活用に取り組む自治体・民間企業の支援、モデル整備主体の裾野拡大

6 オープン・イノベーション創出

データ処理・可視化の負荷軽減・簡易化、他データとの連携性、流通先拡大

産学官連携によるエコシステム構築

国・自治体・産業界・学術界の連携の広がりを活かした社会実装の深化・海外への展開



データ整備都市拡大・更新性向上に向けて、AIを活用した低コストな整備手法を開発



オープン・イノベーション（多様な主体の参画による社会実装加速）創出に向けたデータ利用環境を整備例。民間主体によるまちづくり支援ツールの開発

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進のための地方公共団体等への支援

事業主体・補助率等

下線部拡充事項

【地方公共団体】

■ 通常タイプ[†] 定率 1/2

■ 早期実装タイプ[†] 上限1,000万円（定額）

※隣接する複数の地方公共団体による場合は、3D都市モデルの整備又は更新を行う地方公共団体数×1,000万円（定額）

■ 事前復興タイプ[†] 上限2,000万円（定額）

※事前復興まちづくり計画の策定に向けた検討に3D都市モデルを活用する場合

■ 間接補助

定率 1/2（地方公共団体の補助額）又は定率 1/3（全体事業費）の低い額

【民間事業者等】

■ 民間サービス実装タイプ[†]

定率1/2（上限5,000万円）

補助対象事業

■ 3D都市モデルの整備

3D都市モデルの整備・更新

■ 3D都市モデルの活用

地方公共団体における課題解決、新たな価値創造又はソリューションの社会実装等に資する3D都市モデルの活用

■ 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進

専門家派遣、ワークショップ等の開催、関連情報のデジタル化やGISシステムの導入・改修等

<活用イメージ>



複数の地方公共団体による広域での浸水リスク把握や景観検討等による関連計画策定等への活用



被害想定（火災・浸水・土砂等）のシミュレーション等による事前復興まちづくり計画策定への活用



(2) 都市におけるスマートシティの実装化の推進

AIや3D都市モデルを含めたデジタル技術の活用により都市の諸課題を解決し、新しい価値を創出する「スマートシティ」を実現するため、先進的な都市サービスの実証事業を支援する。特に、早期に実証から社会実装までを一体的に実施するスマートシティ施策を重点的に支援する。

スマートシティ実装化支援事業

■事業概要

- 都市が抱える課題解決と新たな価値創出のため、先端的技術や官民データを活用した都市活動や都市インフラの管理及び活用の高度化に取り組むコンソーシアム（地方公共団体や民間事業者等を構成員に含む団体）の実証事業を支援する。
- 特に、実証からまちへの実装までを一体的かつ早期に実施する「都市サービス実装タイプ」、さらに国として戦略的に定める政策分野に取り組む「戦略的スマートシティ実装タイプ」への重点的な支援を通じて、スマートシティの社会実装を推進する。

■補助事業者

- 地方公共団体及び民間事業者又は大学・研究機関等から構成されるコンソーシアム

■補助率および補助対象事業

○ 通常タイプ

定額補助※ 上限1,500万円

実行計画に基づく先端的技術等を活用した先進的な都市サービスの実装化に向けた実証事業

○ 都市サービス実装タイプ

定額補助※ 上限3,500万円

実行計画等に基づく先端的技術等を活用した先進的な都市サービスについて、早期に実証からまちへの実装までを一体的に実施する事業

○ 戰略的スマートシティ実装タイプ

定額補助※ 上限5,000万円

実行計画等に基づく先端的技術等を活用した国が定める特定の政策テーマに関する先進的な都市サービスについて、早期に実証からまちへの実装までを一体的に実施する事業

※実行計画に基づく取組のコンソーシアム負担額が国の補助額を上回ること

<スマートシティによる都市サービスの向上イメージ>



<戦略的スマートシティ実装タイプの取組イメージ>



リアルタイムの環境データの取得から、ルート提案等により来街者の行動変容を促したり、現地の対策オペレーションを高度化するなど、暑熱に対する総合的なソリューションの開発
テーマ案の例：リアルタイムでの環境情報の提供等による回遊の高度化（暑熱対策）

7. 国際連携・海外展開

(1) 国際的な都市政策連携および都市開発の海外展開

継
新
規

都市開発の海外展開 補助等 2.6億円(1.08倍)

※令和7年度補正予算 都市開発の海外展開 拠出金 0.2億円。合計2.8億円(1.17倍)

G7や国際機関との連携を強化し、先進的かつ持続可能な都市政策を立案・実施するとともに、我が国企業の海外展開とも連動し、途上国での政策形成を支援することで課題解決に貢献する。

政府の「インフラシステム海外展開戦略2030」等を踏まえて都市開発の海外展開を推進するため、UR等と連携し、公共交通指向型都市開発（TOD）や3D都市モデル等の日本の強みを生かした案件の展開を中心に、相手国のニーズを踏まえた取組を推進する。

国際機関との政策連携

国際的に豊富な調査・政策形成能力を有する国際機関（OECD、UN-Habitat）を通じて、我が国の先進的かつ持続可能な都市政策に関する調査研究、広報等を行うことで、将来的に国際標準化、我が国の取組・制度が普及することを目指す。

【経済協力開発機構等拠出金】



デジタル分野の海外展開・国際協力

Project PLATEAUに関し、国際標準化団体（OGC）の会合への参加等により最新の技術動向の調査やコミットメントを強化しつつ、本邦企業の3D都市モデルに係る技術・知見について、防災分野での活用を含め、諸外国・機関とも連携しつつ対外発信を強化する。

【都市開発の海外展開に向けた調査】



都市開発の海外展開

【相手国関係者等との関係構築】

特にTODや、デジタル活用といった要素を含む都市開発事業に焦点を当て、具体的な課題や事業箇所を念頭に置き、海外政府要人や有識者等との協議・意見交換等を実施する。 【都市開発の海外展開に向けた調査】

【我が国の制度の導入、基本構想の策定等による海外展開促進】

海外における都市開発において、日本が強みを持つ都市開発制度や都市交通システム等の導入を促し、我が国企業による海外進出環境を整備する。また、民間事業者等との連携により、都市開発の基本構想・計画等の策定に関与することで、我が国企業の海外進出を支援する。 【都市開発の海外展開に向けた調査、都市開発海外展開支援事業】

特に、グローバルサウス諸国においては日本の法制度や3D都市モデル等の活用に対する関心が高まっていることから、本邦事業者等が外国政府・学術機関等と連携して行う、日本の都市開発関連法制度（土地区画整理法、都市再開発法等）やデジタル技術（3D都市モデル等）の活用、環境に配慮したまちづくりなどに向けた取組を支援する補助制度を創設する。 【グローバルサウス都市開発共同研究・共創支援事業】



グリーンインフラ活用型都市構築支援事業（2027年国際園芸博覧会）	補 助	2.6億円(0.93倍)
2027年国際園芸博覧会政府出展調査	調 査	17.5億円(1.15倍)
2027年国際園芸博覧会関係経費	調 査	1.4億円(1.00倍)
GREEN×EXPO2027を契機としたインバウンド促進事業（観光関連予算）	調 査	2.6億円(皆増)

※令和7年度補正予算 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業（2027年国際園芸博覧会） 補助 21.3億円。合計23.8億円（8.69倍）
 2027年国際園芸博覧会政府出展調査 調査 16.3億円。合計33.8億円（2.23倍）
 2027年国際園芸博覧会関係経費 調査 24.4億円。合計25.9億円（17.86倍）

8. 2027年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組

(1) 2027年国際園芸博覧会に向けた取組

2027年国際園芸博覧会（正式略称:GREEN×EXPO 2027）は、SDGsの達成およびGXやグリーン社会の実現等に貢献する博覧会として、これからの自然と人・社会との持続可能性を追求し、世界と共有する場を目指す。

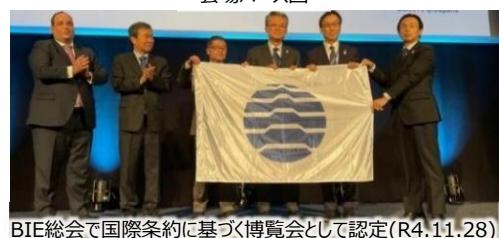
そのため、関係閣僚会議で決定された基本方針等に基づき、GREEN×EXPO協会が実施する会場建設に係る費用の一部補助、日本国政府出展、会場内の安全確保、途上国への出展支援および参加招請活動等の開催に向けた準備を着実に進める。

GREEN×EXPO 2027に向けた取組



GREEN×EXPO 2027の概要

- 開催場所：旧上瀬谷通信施設の一部（約100ha）
 （神奈川県横浜市旭区・瀬谷区）
- 開催期間：2027年3月19日～9月26日（192日間）
- 参加者数：1,500万人（ICT活用等の多様な参加形態を含む）
 （有料来場者数：1,000万人以上）
- 会場建設費：最大417億円
- 安全確保事業：約113億円
- 会場運営費：536億円
- テーマ：幸せを創る明日の風景
 ~Scenery of the Future for Happiness~



GREEN×EXPO 2027関連予算 総額 86.1億円

※計数はそれぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない場合がある。

会場建設の推進（23.8億円）

- 閣議了解（令和3年6月22日）に基づき、国・地方公共団体・民間が会場建設費を負担する。
- GREEN×EXPO協会が実施する会場建設工事等に対する補助を実施する。

日本国政府出展（33.8億円）

※令和7年度補正予算（16.3億円）を含む。

- 我が国の造園技術・伝統文化等の国内外への発信に向け、日本国政府出展を実施する。
- 政府出展基本計画等を踏まえ、建築・展示工事を実施する。

安全確保事業（14.7億円）

※令和7年度補正予算（14.6億円）を含む。

- 近年の警備事案等を踏まえ、会場内の安全確保を実施する。

途上国支援（10.8億円）

※令和7年度補正予算（9.9億円）を含む。

- 途上国に対して、出展に係る支援を実施する。

参加招請活動等（2.9億円）

- 国際博覧会に関する条約の規定に基づき、外国政府・国際機関等に対する参加招請活動を実施する。
- 博覧会国際事務局（BIE）総会等における博覧会の準備状況等の報告およびBIE局員の実地調査等への対応を実施する。
- GREEN×EXPOを契機としたインバウンド促進を実施する。

8. 2027年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組

(2) 首里城の復元に向けた取組

継 続

国営公園等事業（沖縄分）直轄 **51.4億円の内数**

※令和7年度補正予算 国営公園等事業（沖縄分）**2.9億円**

令和元年10月の火災により、正殿等9棟の建物が焼失した首里城について、関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、令和8年秋の復元に向けた正殿の本体工事を実施するとともに、北殿の設計等を進める。

正殿の本体工事等

- 「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、正殿の本体工事（令和4年～8年）を実施する。
- 正殿完成後に整備を行う北殿の設計を実施する。



▲首里城の状況（R7.11撮影）

首里城の復元に関する技術検討

- 首里城の復元に向け、関係機関と連携をとりながら、技術検討委員会において、防火対策、材料調達、彫刻・装飾等を検討する。



▲技術検討委員会で検討された防火対策の概要

復元過程の公開

- 「見せる復興」の一環として、制作物の試作品や石膏模型の展示、見学ルート沿いの仮囲いへの工事写真展示等を実施する。



▲後之御庭での鬼瓦の実物展示（R7.7～）

首里城正殿等の復元に向けた工程表（令和2年3月 首里城復元のための関係閣僚会議決定） 抜粋

首里城正殿について、令和2年度（2020年度）早期に設計に入り、令和4年（2022年）中には本体工事に着工し、令和8年（2026年）までに復元することを目指すこととし、北殿や南殿等を含め復元に向けた取組みを進めることとする。その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

V. 令和8年度 都市局関係予算 新規・拡充事項等一覧

事業名	ページ
都市構造再編集中支援事業【公共：補助】	
・「広域的な立地適正化の方針」が要件となっている基幹事業「広域連携誘導施設」および都道府県等が実施主体となる事業について、都道府県が作成主体である「広域的な立地適正化の方針」を当該要件に追加	17
・業務施設・業務支援施設の就業者・来訪者が共同で利用するスペース等の整備を支援する基幹事業「地域産業支援施設」を創設	18
・民間事業者等が公有財産を活用して誘導施設を整備する場合、誘導施設整備の支援要件「同種施設 1都市 1施設まで」の適用を除外	20
・基幹事業「地域生活基盤施設」に「荷捌き駐車施設、観光バス駐車施設・乗降場の整備」を追加（歴史まちづくり計画の重点区域内、かつ、同計画に位置づけられた事業等に限る）	22
・エリアマネジメント活動に関して官民協調で作成するまちづくり推進活動計画（仮称）に基づき、提案事業「地域創造支援事業」により、エリアマネジメント活動の財源確保に資する施設整備に対して支援するとともに、提案事業枠の交付限度額を嵩上げ（1割→2割）	23
・地下に駐車機能を有する都市計画駐車場に対する浸水対策に係る費用について、整備に要する費用の全額を交付対象事業費とする（令和9年度歳出予算に係る事業までの時限措置）（令和7年度第1次補正予算において拡充）	29
・基幹事業「地域生活基盤施設」の対象である「自転車駐車場の整備」を「二輪車等駐車場の整備」に改め、原動機付自転車及び自動二輪車の駐車施設を補助対象に追加	-
都市再生整備計画事業【公共：交付金】	
・地域生活拠点の事業要件に都道府県が作成主体である「広域的な立地適正化の方針」を追加（令和9年度以降に作成される「広域的な立地適正化の方針」に位置づけられた地域生活拠点において実施される事業については、都道府県が作成主体であるものに限る）	17
・基幹事業「地域生活基盤施設」に「荷捌き駐車施設、観光バス駐車施設・乗降場の整備」を追加（歴史まちづくり計画の重点区域内、かつ、同計画に位置づけられた事業等に限る）	22
・地域のシンボルとなっている市町村所有の既存建造物を民間事業者がまちづくりに資する施設として活用する場合は正改修（耐火改修、屋根・外壁・給排水改修等）を支援する基幹事業「既存建造物活用事業（民間活力活用型）」を創設	22
・エリアマネジメント活動に関して官民協調で作成するまちづくり推進活動計画（仮称）に基づき、提案事業「地域創造支援事業」によりエリアマネジメント活動の財源確保に資する施設整備に対して支援するとともに、提案事業枠の交付限度額を嵩上げ（1割→2割）	23
・基幹事業「地域生活基盤施設」の対象である「自転車駐車場の整備」を「二輪車等駐車場の整備」に改め、原動機付自転車及び自動二輪車の駐車施設を補助対象に追加	-
・社会資本整備総合交付金の観光資源活用型の要件を満たす場合は、市街化区域等内の公共交通要件を撤廃	-
・地域生活基盤施設（地域防災施設）、土地区画整理事業および市街地再開発事業を補助対象から除外	-
都市・地域交通戦略推進事業【公共：補助・交付金】	
・地域生活拠点の事業要件に都道府県が作成主体である「広域的な立地適正化の方針」を追加（令和9年度以降に作成される「広域的な立地適正化の方針」に位置づけられた地域生活拠点において実施される事業については、都道府県が作成主体であるものに限る）	17
・モビリティハイブと一体的に整備する駐車場及び二輪車等駐車場について、台数に関する要件を撤廃	20
・立地適正化計画等において、都市の骨格となる公共交通軸を位置付け、公共交通分担率やサービスレベルの向上等を目的として実施する事業に対して重点配分	20
・歴史まちづくり計画の重点区域内、かつ、同計画に位置づけられた事業等であり、かつ、駐車場の配置適正化や立地規制、車両の流入抑制等の取組と連携して実施する事業について、以下の措置を講じる ①補助率を嵩上げ（1/3→1/2） ②公共交通に関する補助要件「ピーク時間運航本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。」の適用を除外	22
・地下に駐車機能を有する都市計画駐車場に対する浸水対策に係る費用について、整備に要する費用の全額を交付対象事業費とする（令和9年度歳出予算に係る事業までの時限措置）	29
・補助対象事業「自転車駐車場の整備」を「二輪車等駐車場の整備」に改め、原動機付自転車及び自動二輪車等の駐車施設を補助対象に追加	-

事業名	ページ
まちなかウォーカブル推進事業【公共：補助・交付金】	
・地域生活拠点の事業要件に都道府県が作成主体である「広域的な立地適正化の方針」を追加（令和9年度以降に作成される「広域的な立地適正化の方針」に位置づけられた地域生活拠点において実施される事業については、都道府県が作成主体であるものに限る）	17
・業務施設・業務支援施設の就業者・来訪者が共同で利用するスペース等の整備を支援する基幹事業「地域産業支援施設」を創設	18
・基幹事業「地域生活基盤施設」に「荷捌き駐車施設、観光バス駐車施設・乗降場の整備」を追加（歴史まちづくり計画の重点区域内、かつ、同計画に位置づけられた事業等に限る）	22
・地域のシンボルとなっている市町村所有の既存建造物を民間事業者がまちづくりに資する施設として活用する場合は正改修（耐火改修、屋根・外壁・給排水改修等）を支援する基幹事業「既存建造物活用事業（民間活力活用型）」を創設	22
・エリアマネジメント活動に関して官民協調で作成するまちづくり推進活動計画（仮称）に基づき、提案事業「地域創造支援事業」によりエリアマネジメント活動の財源確保に資する施設整備に対して支援	23
・歩行者利便増進道路に指定された道路（見込み含む）を有する滞在快適性等向上区域において実施する事業に対して重点配分	23
・基幹事業「地域生活基盤施設」の対象である「自転車駐車場の整備」を「二輪車等駐車場の整備」に改め、原動機付自転車及び自動二輪車の駐車施設を補助対象に追加	-
・社会資本整備総合交付金の観光資源活用型の要件を満たす場合は、市街化区域等内の公共交通要件を撤廃	-
・地域生活基盤施設（地域防災施設）、土地区画整理事業および市街地再開発事業を補助対象から除外	-
都市・地域交通戦略推進事業【公共：補助・交付金】	
・地域生活拠点の事業要件に都道府県が作成主体である「広域的な立地適正化の方針」を追加（令和9年度以降に作成される「広域的な立地適正化の方針」に位置づけられた地域生活拠点において実施される事業については、都道府県が作成主体であるものに限る）	17
・モビリティハイブと一体的に整備する駐車場及び二輪車等駐車場について、台数に関する要件を撤廃	20
・立地適正化計画等において、都市の骨格となる公共交通軸を位置付け、公共交通分担率やサービスレベルの向上等を目的として実施する事業に対して重点配分	20
・歴史まちづくり計画の重点区域内、かつ、同計画に位置づけられた事業等であり、かつ、駐車場の配置適正化や立地規制、車両の流入抑制等の取組と連携して実施する事業について、以下の措置を講じる ①補助率を嵩上げ（1/3→1/2） ②公共交通に関する補助要件「ピーク時間運航本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。」の適用を除外	22
・地下に駐車機能を有する都市計画駐車場に対する浸水対策に係る費用について、整備に要する費用の全額を交付対象事業費とする（令和9年度歳出予算に係る事業までの時限措置）	29
・補助対象事業「自転車駐車場の整備」を「二輪車等駐車場の整備」に改め、原動機付自転車及び自動二輪車等の駐車施設を補助対象に追加	-

事業名	ページ
集約都市形成支援事業【行政経費：補助】	
・「広域的な立地適正化の方針」の補助対象に都道府県を追加（令和7年度第1次補正予算において拡充）	17
・「建築物跡地等の適正管理等支援」を補助対象から除外	-
まち再生出資事業【公共：補助】	
・支援限度額に業務施設等整備費を追加し、業務施設等を含む場合の事業区域要件を0.1haから500mに緩和（都道府県が作成主体である「広域的な立地適正化の方針」に基づくもの等に限る）	18
・支援限度額に地域資源（既存建築物）の改修等による公益的施設整備費を追加（都市再生整備計画に既存建築物である地域資源を活用してまちづくりを進めるエリアとして定める固有魅力維持向上区域（仮称）内に限る）	22
・支援限度額にエリアマネジメント活動関連施設整備費を追加（エリアマネジメント活動に関して官民協調で作成するまちづくり推進活動計画（仮称）に、都市再生推進法人等に対し当該施設をオフィス等の他用途と比較し低賃料で提供すること等が記載されている場合に限る）	23
共同型都市再構築事業（民間都市開発推進資金融資）【公共：貸付金】	
・支援限度額に業務施設等整備費を追加し、業務施設等を含む場合の延床面積要件を撤廃（都道府県が作成主体である「広域的な立地適正化の方針」に基づくもの等に限る）	18
・支援限度額にエリアマネジメント活動関連施設整備費を追加（エリアマネジメント活動に関して官民協調で作成するまちづくり推進活動計画（仮称）等に、都市再生推進法人等に対し当該施設をオフィス等の他用途と比較し低賃料で提供すること等が記載されている場合に限る）	23
都市再生区画整理事業【公共：交付金】	
・立体換地建築物整備の支援要件を都市機能誘導区域内等の事業に重点化するとともに、事業マネジメントの徹底を要件化	20
・立体換地建築物工事費の本則限度額について、下記の通り整理・適正化 ①子育て支援施設整備、防災関連施設整備、共用搬入施設整備及び防音・防振工事等を支援対象に追加 ②調査設計費について業務報酬基準をもとにした額に適正化 ③共用通行部分の支援対象要件の一部を都市機能誘導区域内に見直し	20
・立体換地建築物工事費のただし書限度額について、仮想設定する建築物の共同施設整備費等に相当する額に見直し	20
市街地再開発事業等【公共：交付金】	
・「都市計画区域マスタープランに都市の拠点として位置付けられたエリア」を補助対象に追加	20
・建築物のライフサイクルカーボンの評価の実施を促す制度の円滑な開始に向けた環境整備等に向け、ライフサイクルカーボン評価の実施及び評価結果の報告を要件化	-
地域の観光資源充実のための観光整備推進事業（観光関連予算）【行政経費：補助】	
・歴史まちづくり計画に位置付けられた重点区域内において地方公共団体等が実施する歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備に対する補助制度を創設（補助率1/2、ビジョン・戦略策定や整備効果促進は定額補助（上限1,000万円））	21
景観改善推進事業【行政経費：補助】	
・事業主体に「都道府県が複数市区町村にまたがる広域的な景観の保全等を推進するため策定する広域基本方針（仮称）等を踏まえ、景観計画の策定・改定に取り組む市区町村」を追加	22
まちづくりファンド支援事業【公共：補助】	
・既存建築物である地域資源の一体的な整備等に関して締結する固有魅力維持向上協定（仮称）に基づく民間まちづくり事業を共助推進型の支援対象に追加	22
・エリアマネジメント活動に関して官民協調で作成するまちづくり推進活動計画（仮称）に基づく民間まちづくり事業や整備施設を活用するエリアマネジメント活動に要する費用を共助推進型の支援対象に追加	23
・マネジメント型の支援方法に資本性ローンを追加	-

事業名	ページ
メザニン支援事業【財投：政府保証】	
・支援限度額に地域資源（既存建築物）の改修等による公益的施設整備費を追加（都市再生整備計画に既存建築物である地域資源を活用してまちづくりを進めるエリアとして定める固有魅力維持向上区域（仮称）内に限る）	22
・支援限度額にエリアマネジメント活動関連施設整備費を追加（エリアマネジメント活動に関して官民協調で作成するまちづくり推進活動計画（仮称）等に、都市再生推進法人等に対し当該施設をオフィス等の他用途と比較し低賃料で提供すること等が記載されている場合に限る）	23
まちづくり推進活動資金【公共：貸付金】	
・貸付対象となる法人をすべての都市再生推進法人に見直し、エリアマネジメント活動に関して官民協調で作成するまちづくり推進活動計画（仮称）に基づく滞在者等の快適性の向上又は利便の増進に資する施設の整備（整備に関連する取組を含む）等を貸付対象に追加	23
・償還期間を10年以内から20年以内に、据置期間を4年以内から5年以内に見直し	23
官民連携都市再生推進事業【行政経費：補助】	
・補助対象の一部を廃止し、エリアマネジメント活動に関して官民協調で作成するまちづくり推進活動計画（仮称）の策定支援を追加	23
・補助対象事業者を都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォームに重点化し、普及啓発事業を都市再生推進法人の育成へ見直し	23
都市公園・緑地等事業【公共：交付金】	
・「古都保存・緑地保全等事業」の対象に「機能維持増進事業の実施に係る計画策定」を追加するとともに、民間団体が実施する施設の整備及び機能維持増進事業について、間接交付を可能とする	25
・「公園施設長寿命化計画策定調査」について、令和12年度まで時限延長（令和10年度以降については、人口5万人未満の市区町村であり、かつ、GISや客観的データを計画策定・改定に活用している事業に限る）	30
・「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」における、「都市公園における公園施設のバリアフリー化」について、支援対象を市区町村のみとし、総事業費要件を2.5億円未満としたうえで、令和12年度まで時限延長	30
・官民連携型賑わい拠点創出事業、都市公園ストック再編事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業について、新設・拡張で面積の増加を伴う場合には、都市公園等整備水準要件を新たに適用	-
宅地耐震化推進事業【公共：交付金】	
・宅地液状化防止事業の支援対象に「用地費」および「補償費」を追加	27
・宅地の液状化による変動予測調査の国費率嵩上げ措置（1/3→1/2）を令和12年度まで延長	27
・大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の支援対象に「用地費」および「補償費」を追加	31
・大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の実行地区に「安定計算による安全率が1を下回る区域及び隣接する区域」を追加	31
盛土緊急対策事業【公共：交付金】	
・支援対象に「用地費」および「補償費」を追加	31
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業【公共：補助】	
・早期実装タイプについて、隣接する複数の地方公共団体で実施する場合、補助上限額を嵩上げ（上限1,000万円→3D都市モデルの整備又は更新を行う地方公共団体の数に1,000万円を乗じた額）	32
・事前復興まちづくり計画の策定に向けた検討に3D都市モデルを活用する場合を対象に、事前復興タイプ（定額補助（上限2,000万円））を追加	32
グローバルサウス都市開発共同研究・共創支援事業【行政経費：補助】	
・外国政府や学術機関等と連携体制を構築した本邦事業者等が行う、グローバルサウス諸国における我が国企業の都市開発・デジタル技術等の展開に寄与する取組に対する補助制度を創設（補助率1/2）	34

VI. 令和8年度 都市局関係 税制改正概要

都市・地域の個性を活かし、活力や質を高めるまちづくり

○都市再生緊急整備地域等における認定民間都市再生事業に係る課税の特例措置の拡充・延長

都市再生緊急整備地域等における国土交通大臣の認定を受けた、地域課題の解決にも資する民間都市開発プロジェクト（認定民間都市再生事業）に係る特例措置について、登録免許税の適用要件を緩和し、認定後から竣工までの期間要件を2年間延ばすとともに、固定資産税・都市計画税の対象施設に適切な管理が図られるイノベーション拠点、MICE施設等の公益的施設を追加した上で、3年間延長する。

【所得税・法人税】5年間 割増償却 緊急地域：2.5割増、特定地域：5割増

【登録免許税】 建物所有権保存登記の税率（本則0.4%）を
緊急地域：0.35%、特定地域：0.2%に軽減

【不動産取得税】 課税標準を緊急地域：4/5、特定地域：1/2に軽減※

【固定資産税・都市計画税】

課税標準を5年間、緊急地域：3/5、特定地域：1/2に軽減※

※上記を参酌基準とし、条例で定める割合

○市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長

市街地再開発事業による保留床の処分の促進を図るため、事業用資産を保留床に買換えた場合の特例措置（課税繰延べ）の適用期限を3年間延長する。

【所得税・法人税】 譲渡した事業用資産の譲渡益について80%の課税を繰り延べ

国土強靭化・安全・安心・防災・復興まちづくり

○災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長

防災移転について一層の支援の充実を図るため、市町村がコーディネートして策定した防災移転支援計画に基づき、災害ハザードエリアからの移転先※として取得する土地建物に係る特例措置を3年間延長する。

※都市機能誘導区域内（施設）又は居住誘導区域内（住宅）

【登録免許税】 課税標準から1/2に軽減

※別途、不動産取得税に係る特例あり（～令和9年3月31日）

《他局・他省庁主管要望》

○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長（不動産・建設経済局主管）

○認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除の延長（住宅局主管）

○居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の拡充・延長

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出のため、官民一体となって実施される公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する特例措置について、対象施設（トイレ・遊具・案内板）を追加した上で2年間延長する。

【固定資産税・都市計画税】

- ・オープンスペース化した土地及びその上に設置された償却資産
- ・建物低層部の階を改修し、オープン化した家屋の課税標準を5年間1/2に軽減※
※上記を参酌基準とし、条例で定める割合

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律等の改正に伴う所要の措置

歴史まちづくり計画に定められた重点区域内の公共・公用施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における譲渡所得の特別控除について、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の改正に伴う所要の措置を講じる。

【所得税・法人税等】

まちづくりGX

○まちづくりGXの推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための特例措置の延長

まちづくりGXを推進し、都市の緑地の量・質の確保のため、特別緑地保全地区等において、国土交通大臣が指定する都市緑化支援機構が地方公共団体に代わって緑地の買入れを行う際の非課税措置を2年間延長する。

【登録免許税、不動産取得税】 非課税

VII. 参考資料

(近年の制度改正・トピックス)

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律.....	41
2. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律.....	45
3. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン.....	46
4. 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）.....	47
5. 都市緑地法等の一部を改正する法律.....	48

(都市行政の主な政策ツール等)

6. コンパクト・プラス・ネットワーク.....	50
7. 都市再生制度.....	52
8. まちなかウォーカブル.....	54
9. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進.....	56
10. スマートシティ.....	61
11. 都市公園の種類と現況.....	62
12. 主要な国際会議.....	63

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(1) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律【概要】

〈令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行〉

背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を向上させが必要

⇒ 安全で魅力的なまちづくりの推進が必要

「国土強靭化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

法律の概要

安全なまちづくり【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

○開発許可制度の見直し

- 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- 市街化調整区域の災害イローラークにおける住宅等の開発を抑制

○住宅等の開発に対する勧告・公表

- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内の住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

○市町村による移転計画制度の創設

- 災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援する
〔(予算)防災集団移転の戸数要件の緩和(10戸→5戸)などを目的とした計画を作成〕

災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外

- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成

⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

【目標・効果】

○「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現

(KPI) 防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）（2021年～2025年 [2021年:100件 ↗ 2025年:600件] ）

○多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現

(KPI) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

魅力的なまちづくり【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進 *都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画

○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
例) 公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
〔(予算)公共空間リノベーションへの交付金等による支援
(税制)公共空間を提供した民間事業者への固定資産税等の軽減〕

- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人*のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化

*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）

- 〔(予算)官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
(予算)都市再生推進法人への低利貸付による支援〕

居住エリアの環境向上

○日常生活の利便性向上

- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

○都市インフラの老朽化対策

- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
⇒ 改修に要する費用について都市計画税の充当等



車道中心の駅前広場



駅前のトランジットモール化、広場整備など歩行者空間の創出

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

都市計画法、都市再生特別措置法

(2) 頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」

<令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行>

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりを推進する。

災害ハザードエリアにおける規制（各法※による区域の指定と行為規制）

◆<災害レッドゾーン>

- ⇒建築物の建築に関して行為規制あり
- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・地すべり防止区域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・浸水被害防止区域 ※R3年法改正により追加
- ・急傾斜地崩壊危険区域

※建築基準法・地すべり等防止法・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律・特定都市河川浸水被害対策法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律・水防法

◆<災害イエローゾーン>

- ⇒建築物の建築に関して行為規制なし
- ・土砂災害警戒区域
- ・浸水想定区域
(洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る。)

◆立地適正化計画と防災との連携強化

(誘導による防災まちづくり)

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
- 立地適正化計画の誘導区域内に存在する災害リスクに対応する防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成

避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等

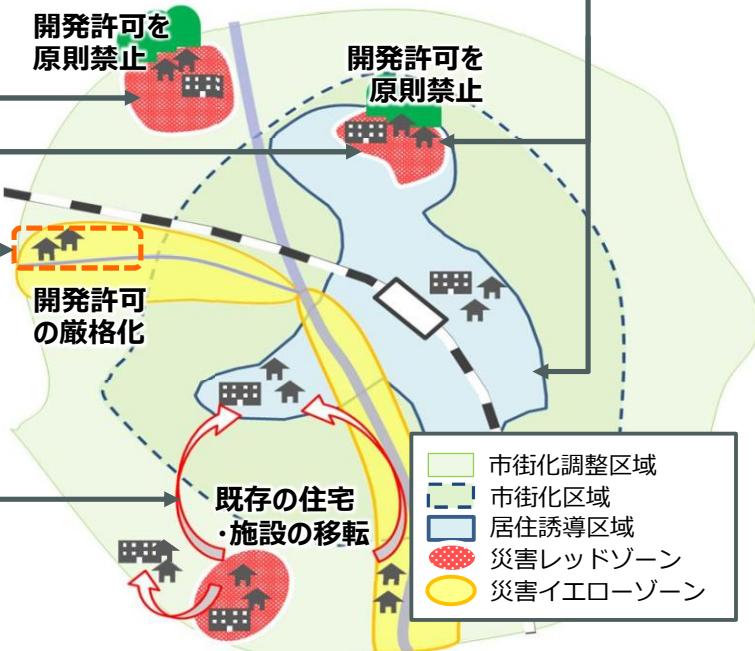
◆都市計画法による開発抑制（開発許可の見直し）

◆<災害レッドゾーン>

- 都市計画区域全域で、自己用以外の住宅・業務用施設に加え、**自己の業務用施設の開発を原則禁止**
(店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等)

◆<災害イエローゾーン>

- 市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化**
(安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする)



◆災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による防災移転支援計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）の作成
市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きを代行 等

※上記の法制上の措置とは別に、防災集団移転促進事業等を活用した予算上の措置にて移転の促進を支援

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

都市再生特別措置法

(3) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出による「魅力的なまちづくり」

<令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行>

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けた計画の策定・共有

- 市町村都市再生協議会*の構成員として、官民の多様な関係者を追加することを可能に*(まちづくりの主体である市町村等が、地域の実情に応じ、どのような者を構成員として追加するかを判断)

*市町村都市再生協議会：都市再生整備計画（市町村が作成するまちづくりのための計画）の策定・実施等に関わる協議を行う場

*協議会構成員に追加することができる者として、公共交通事業者、公共施設管理者、公安委員会
その他まちづくり計画に密接な関係を有する者を明記

- 市町村が都市再生整備計画を策定し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を位置づけ

[予算] 官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援



計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等）



[予算] 交付金等による支援

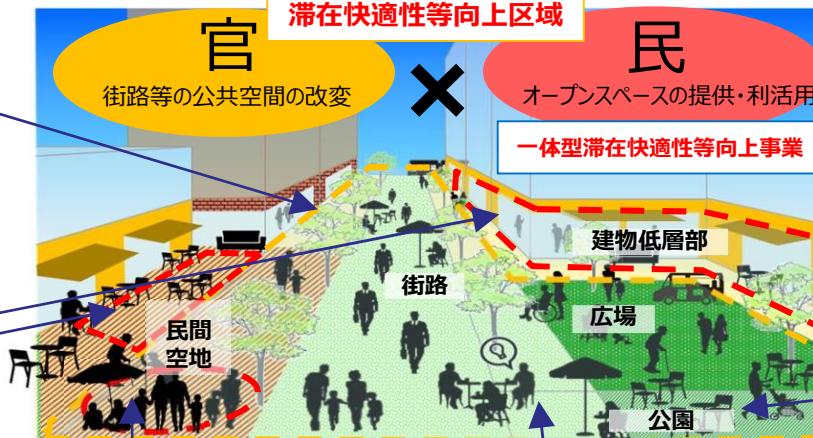
- 民間事業者等により、市町村の取り組みと併せて実施される民地のオープンスペース化（①）や建物低層部のオープン化等（②）



[税制] 固定資産税等の軽減
[予算] 補助金による支援

- 都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援

滞在快適性等向上区域



- 駐車場の出入口の設置を制限 (Main street side instead of rear access)



- 民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置

- 都市再生推進法人*がまちづくり活動の一環として、ベンチの設置、植栽等により交流・滞在空間を充実化

*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）



[金融] 低利貸付による支援



- イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続を一括して対応

【都市再生特別措置法】

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法

(4) 居住エリアの環境向上等による「魅力的なまちづくり」

<令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行>

- 居住エリアの環境向上、老朽化した都市インフラの改修を図るための都市計画制度の見直しや各種支援制度により、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりと民間都市開発を推進。

◆居住エリアにおける病院、店舗等の立地の促進（用途制限の緩和等）

- ・市町村が、都市計画において、居住誘導区域内に「居住環境向上用途誘導地区」を定めることにより、病院、店舗等の日常生活に必要な施設（生活利便施設）について容積率、用途制限の緩和を可能とすることで、これらの施設の立地を促進

＜制度活用の例＞

- ・住宅地の徒歩圏内に、生活利便施設の立地を促進



都市型スーパーマーケット

病院

【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

◆都市農地の保全・活用（新たな地区計画制度）

- ・農業と調和した良好な居住環境を確保するための新たな地区計画制度（地区計画の記載事項に農地の保全に関する事項を追加し、条例により農地の開発行為等を許可制とする仕組み）とそれに伴う税制特例（相続税・贈与税の納税猶予等）



【都市計画法】

◆老朽化した都市インフラの計画的改修（都市計画税の充当）

- ・高齢化の進展等を踏まえ、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりを推進するためには、バリアフリー化など、老朽化した都市施設の改修が必要

- ・居住誘導区域・都市機能誘導区域における都市インフラの計画的改修を推進するため、市町村が立地適正化計画に都市インフラの改修事業を記載し、都道府県知事の同意等を得ることにより、都市計画税の充当を可能とする仕組みを創設

（参考）全国市長会議決定提言（R1.6.12）

都市計画施設等の改修・更新を円滑に推進するため、都市計画法第59条の許可または承認に関する事務を簡素化すること。

【都市再生特別措置法】

2. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 (流域治水関連法)

＜令和3年5月10日公布 令和3年7月15日、11月1日施行＞

- 流域治水の取組の一環として、災害リスクを踏まえた移転促進やまちなかの安全対策等を更に強化し、防災・減災が主流となるまちづくりを推進。

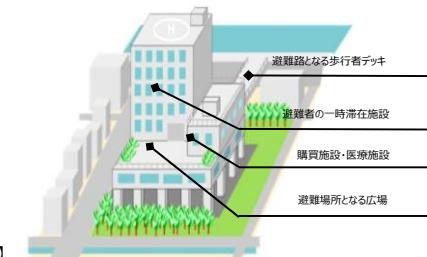
流域治水関連法 都市局関係改正内容

◆市街地の安全性の強化

【災害時の避難先となる拠点の整備】

水災害等の発生時に
住民などの避難・滞在の拠点となる施設
(ホール、スーパー、病院等) を
都市計画に位置付け、
一体の施設として計画的に整備

【都市計画法】



歩行者デッキ
歩行者デッキで高層階や堤防と連
結し、移動経路を確保



避難者の一時滞在施設
浸水時の避難者の一時滞在場所
を確保



避難場所となる広場
屋上の広場は浸水時に一時避難
場所として活用

【地区単位の浸水対策の推進】

- 敷地の嵩上げや住宅の居室の高床化を地区単位でルール化することを可能に
- 防災の観点から必要な避難施設・避難路や雨水貯留浸透施設を地区計画に位置付けることで、その整備を担保

【都市計画法】



雨水貯留
浸透施設

◆危険なエリアからの移転の促進

(防災集団移転促進事業の拡充)

- 1 移転の対象となるエリア（移転促進区域）の要件を拡充

【現行の移転促進区域】

災害が発生した地域
災害危険区域



【追加する移転促進区域】

浸水被害防止区域
地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害特別警戒区域

- 2 事業の担い手を都道府県・URに拡充

- 3 事業による住宅団地の整備に併せて移転する要配慮者施設の
土地について、その整備費を支援対象に追加。

【防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律】

◆グリーンインフラの活用 【都市部の緑地の保全】

特別緑地保全地区の指定の対象となる緑地として雨水貯留浸透能力の
高い緑地を追加



今回新たに特別緑地保全地区として追加する雨水貯留浸透能力の高い緑地のイメージ

【都市緑地法】

3. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要】

〈令和3年5月公表〉

概要

- 近年、激甚な水災害が全国各地で発生し、今後、気候変動の影響による降雨量の増加等により、さらに頻発化・激甚化することが懸念されることから、河川整備等と防災まちづくりの総合的・重層的な取組により、水災害に強いまちづくりを目指すことが必要。
- このような状況を受け、国土交通省（事務局：都市局、水管理・国土保全局、住宅局）は「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会を設置し、令和2年8月に提言をとりまとめ。提言に基づき、令和3年5月に、水災害ハザード情報の充実や防災まちづくりを進める考え方・手法を示す「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を作成。
- 地方公共団体の治水、防災、都市計画、建築等の各分野の担当部局が、これまで以上に連携を深め、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組んでいくよう、本ガイドラインを周知し、支援。
- 本ガイドラインの内容は、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりについて、現時点で妥当と思われる基本的な考え方を整理したもの。今後、各地域での取組を通じて得られた知見を随時反映し、法制度の改正等も踏まえ、必要に応じて見直し、充実。

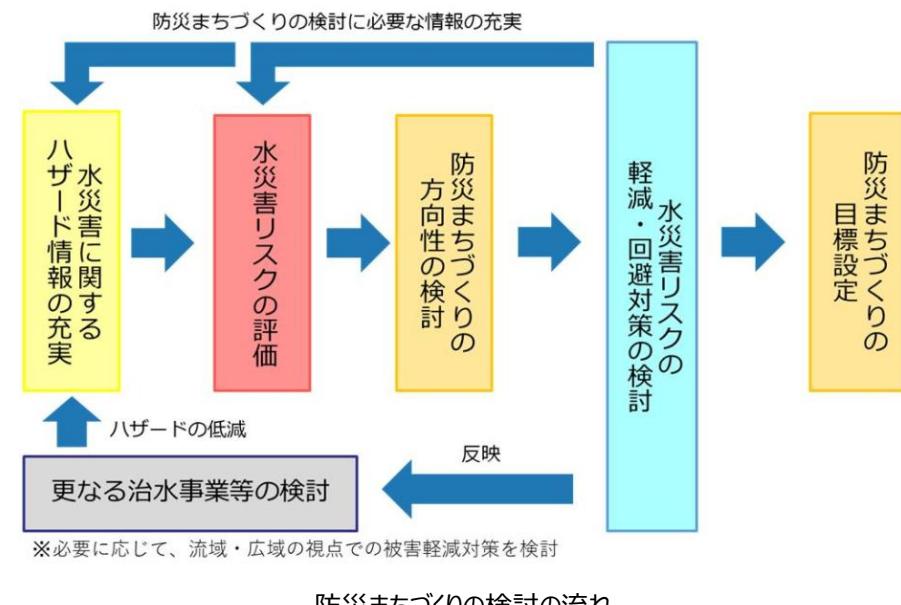
ガイドラインの全体像

取組主体：

市町村（主な実施者）、国及び都道府県（重要な協力者）を想定。

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの全体の流れ

- ① ハザード情報を整理し、防災まちづくりの検討に必要なハザード情報を充実。
 - ② ハザード情報、ハザードを被る人命・財産等の分布、被害の受けやすさとともに、地域ごとに水災害リスクを評価。
 - ③ 水災害リスクを踏まえて防災まちづくりの方向性を検討。
 - ④ 水災害リスクの評価内容に応じて、当該リスクを軽減又は回避する対策を検討し、防災まちづくりの目標を設定。
- 新たなハザード情報が必要となった場合には、情報をさらに充実。まちづくりにおける対策では地域の水災害リスクの軽減に限界がある場合には、治水部局において、水災害ハザードを軽減させるために更なる治水対策等の取組を検討。
 - 防災まちづくりの推進に当たっては、流域全体のリスク分担のあり方の検討など、流域・広域の観点からの連携が必要。



4. 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）

＜令和4年5月27日公布 令和5年5月26日施行＞

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）



死者28名、住宅被害98棟



R3.7 静岡県熱海市

廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、住宅被害1棟



H21.7 広島県東広島市

廃棄された土石の崩落
軽傷者1名、県道通行止め



R3.6 千葉県多古町

制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
(一部の地方公共団体では**条例**を制定して対応)



危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るために、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正**し、**土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“**盛土規制法**” ※ 国土交通省・農林水産省による**共管法**とし、両省が緊密に連携して対応。

1. スキマのない規制

- | | |
|------|--|
| 規制区域 | ◆ 都道府県知事等が、 盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
⇒ 市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定 |
| 規制対象 | ◆ 規制区域内で行われる盛土等を 都道府県知事等の許可 の対象に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制 |

2. 盛土等の安全性の確保

- | | |
|----------|---|
| 許可基準 | ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、 災害防止のために必要な許可基準を設定 |
| 中間検査完了検査 | ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施 |

3. 責任の所在の明確化

- | | |
|------|---|
| 管理責任 | ◆ 盛土等が行われた土地について、 土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有すること を明確化 |
| 監督処分 | ◆ 災害防止のため必要なときは、 土地所有者等だけでなく、原因行為者 に対しても、是正措置等を命令 |

4. 実効性のある罰則の措置

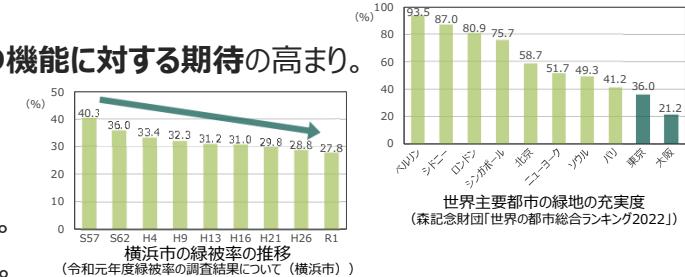
- | | |
|----|---|
| 罰則 | ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、 条例による罰則の上限より高い水準に強化
※ 最大で拘禁刑3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下 |
|----|---|

5. 都市緑地法等の一部を改正する法律

〈令和6年5月29日公布、11月8日施行〉

背景・必要性

- 世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。
- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。
- ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。
- 緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるが、
 - ・地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題。
 - ・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的。
- また、都市における脱炭素化を進めるためには、エネルギーの効率的利用の取組等を進めることも重要。



法律の概要

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

①国的基本方針・計画の策定【都市緑地法】

- ・国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定。
- ・都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画を策定。

②都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】

- ・都市計画を定める際の基準に「自然的環境の整備又は保全の重要性」を位置付け。

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

①緑地の機能維持増進について位置付け【都市緑地法】

- ・緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を「機能維持増進事業」として位置付け。
※緑地の保全のため、建築行為等が規制される地区
- ・特別緑地保全地区※で行う機能維持増進事業について、その実施に係る手続を簡素化できる特例を創設。〈予算〉（実施に当たり都市計画税の充当が可能）

②緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都開資金法】

- ・都道府県等の要請に基づき特別緑地保全地区等内の緑地の買入れや機能維持増進事業を行う都市緑化支援機構の指定制度を創設。

3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

①民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設【都市緑地法・都開資金法】

- ・緑地確保の取組を行う民間事業者等が講すべき措置に関する指針を国が策定。
- ・民間事業者等による緑地確保の取組を国土交通大臣が認定する制度を創設。
〈予算〉
- ・上記認定を受けた取組について都市開発資金の貸付けにより支援。



TSUNAG

TO SECURE URBAN NATURE
AND GREENSPACE

②都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設【都市再生特別措置法】

- ・緑地の創出や再生可能エネルギーの導入、エネルギーの効率的な利用等を行う都市の脱炭素化に資する都市開発事業を認定する制度を創設。
- ・上記認定を受けた事業について民間都市開発推進機構が金融支援。〈予算〉



5. TSUNAG認定：令和6年度・令和7年度認定一覧（19計画）



新柏クリニック
医療法人社団中郷会 新柏クリニック



**竹中技術研究所
(調の森 SHI-RA-BE)**
(株)竹中工務店



**大手町タワー
(大手町の森)**
東京建物(株)



**アークヒルズ
森ビル(株)**



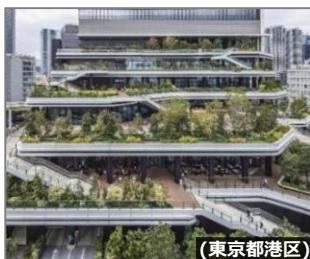
赤坂インターシティAIR
日鉄興和不動産(株)、
赤坂インターシティマネジメント(株)



麻布台ヒルズ
森ビル(株)



**東京ポートシティ竹芝
オフィスタワー**
東急不動産(株)



**BLUE FRONT
SHIBAURA**
野村不動産(株)、
東日本旅客鉄道(株)



MUFG PARK
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ



**KX-FOREST
KARUIZAWA**
鹿島軽井沢泉の里保養所
鹿島建設(株)



グラングリーン大阪
グラングリーン大阪
開発事業者JV8社、
一般社団法人うめきたMMO



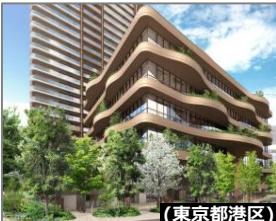
新梅田シティ
積水ハウス(株)、野村不動産(株)、
ダイハツディーゼル梅田シティ(株)、
ウェスティングホテル大阪



大丸有地区
(ホトリア広場・一号館広場・
丸ビル外構)
三菱地所(株)



**赤坂七丁目2番地区
第一種市街地再開発事業**
赤坂七丁目2番地区市街地再開発組合
(参加組合員：日鉄興和不動産(株)、
野村不動産(株))



**大成建設技術センター
(TAC.T FOREST)**
大成建設(株)



MFLP・LOGIFRONT
東京板橋
日鉄興和不動産(株)、
三井不動産(株)



**シチズン時計
東京事業所**
(CITIZENの森)
シチズン時計(株)



イオンモール草津
イオンモール(株)

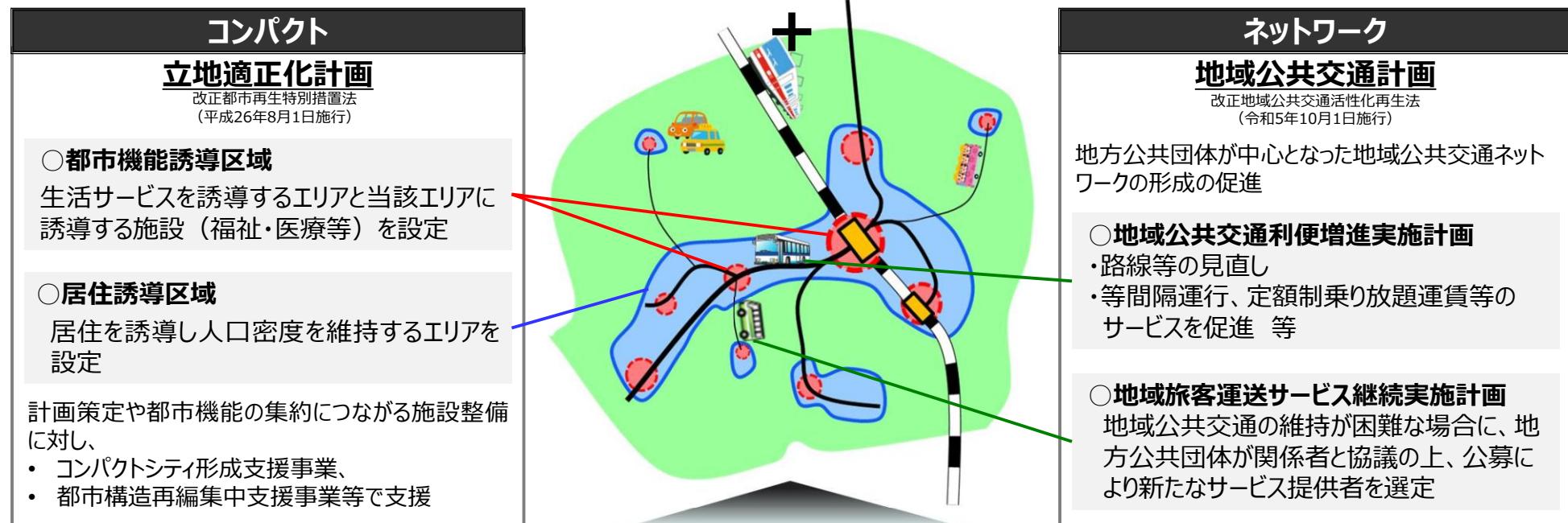
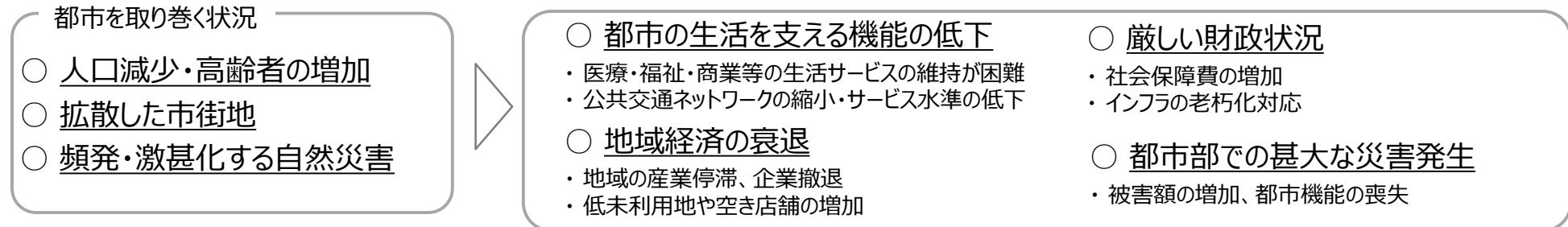


BRANCH
神戸学園都市
大和リース(株)



6. コンパクト・プラス・ネットワーク

- 平成26年から生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し、公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を進めている。



関係省庁で構成されたコンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チーム（2015.3設置）等により、
省庁横断的に市町村の取組を支援

6. 立地適正化計画の作成に取り組む都市

令和7年7月31日までに立地適正化計画を作成・公表の都市（黒字：643都市）。うち、防災指針を作成・公表の都市（黒太字◎：449都市）。

北海道	美幌町◎	岩手町	寒河江市	北茨城市	館林市	鳩山町◎	横浜市	入善町	駒ヶ根市◎	島田市◎	弥富市◎	南丹市	高砂市	北栄町	山口県	高知県	鹿島市	玖珠町
札幌市	斜里町◎	釜石市◎	上山市◎	笠間市	藤岡市	横瀬町	川崎市◎	朝日町◎	中野市◎	富士市◎	長久手市◎	木津川市	丹波篠山市	島根県	下関市◎	高知市◎	小城市	宮崎市◎
函館市◎	遠軽町◎	大槌町	山田町◎	村山市	取手市	小鹿野町	相模原市	石川県	大町市◎	磐田市◎	東郷町	久御山町	養父市	松江市◎	宇部市	安芸市	嬉野市	宮崎県
小樽市◎	大空町	白老町◎	一戸町	長井市◎	牛久市◎	富岡市	美里町		横須賀市◎	七尾市◎	焼津市◎	井手町	精華町	山口市◎	山口市	南国市◎	都城市	宮崎市
旭川市◎	室蘭市◎	厚真町◎	宮城県	天童市◎	ひたちなか市◎	安中市	神川町◎		平塚市◎	茅野市	掛川市◎	東浦町◎	三重県	朝来市◎	秋市	土佐市◎	基山町◎	延岡市◎
室蘭市◎	新真岡市◎	安平町◎	仙台市◎	ひたちなか市◎	みどり市	東根町	鹿嶋市		鎌倉市◎	小松市	輪島市◎	佐久市◎	袋井市	津市	播磨町	益田市◎	須崎市	上峰町
釧路市◎	広岡市	安平町◎	石巻市◎	守谷市	守谷市	吉岡町	宮代町◎		藤沢市◎	輪島市◎	佐久市◎	袋井市	津市	大田市◎	たつの市	下松市◎	四十万十市	日南市
北見市◎	夕張市◎	むかわ町◎	南陽市◎	常陸大宮市	常陸大宮市	常陸大宮市	常陸大宮市		加賀市◎	千曲市◎	千曲市◎	下田市◎	四日市市	岸和田市◎	安来市	岩国市◎	みやき町	有田町
岩見沢市◎	岩見沢市◎	新ひだか町	新得町◎	新得町	新得町	新得町	新得町		羽佐市◎	三浦市◎	伊勢市◎	福崎町	福崎町	豊中市◎	江津市	奈良市◎	西都市◎	長崎市◎
網走市◎	網走市◎	名取市	仙台市◎	守谷市	守谷市	守谷市	守谷市		松本市◎	安曇野市◎	松阪市	池田市◎	奈良市◎	奈良市◎	奈良市◎	柳井市◎	いの町◎	越知町
留萌市	留萌市	芽室町	仙台市◎	宮城県	宮城県	宮城県	宮城県		大泉町◎	秦野市	代田町◎	御代田町◎	伊豆豆市◎	伊豆豆市◎	泉大津市◎	奥出雲町◎	福岡県	福岡市◎
苦小牧市◎	稚内市◎	大樽町	石巻市◎	岩沼市	岩沼市	岩沼市	岩沼市		厚木市◎	能美市	御前崎市	御前崎市	鈴鹿市	奈良市◎	周南市◎	川本町◎	佐世保市◎	長崎市◎
稚内市◎	美唄市	広尾町	石巻市◎	高畠町◎	高畠町◎	高畠町◎	高畠町◎		能美市	能美市	金剛崎市	金剛崎市	名張市◎	大和高田市	大和高田市	大和高田市◎	三股町	長崎市◎
栗原市◎	栗原市◎	厚岸町	石巻市◎	大崎市◎	大崎市◎	大崎市◎	大崎市◎		大和市	大和市	富士見町	富士見町	菊川市	高槻市◎	高槻市◎	大牟田市◎	唐原市	唐原市
芦別市◎	芦別市◎	大崎町	石巻市◎	大崎町◎	大崎町◎	大崎町◎	大崎町◎		木更津市◎	木更津市◎	辰野町	辰野町	伊豆原市	伊豆原市	守口市◎	桜井市	久留米市◎	大村市◎
江別市◎	江別市◎	弟子屈町◎	石巻市◎	大洗町	大洗町	大洗町	大洗町		木更津市◎	木更津市◎	志賀町	志賀町	金谷町	金谷町	五條市	五條市	直方市◎	平戸市
紋別市	紋別市	白糠町	石巻市◎	福島県	福島県	福島県	福島県		行田市◎	行田市◎	穴水町	穴水町	能登町	能登町	御所市◎	御所市◎	飯塚市◎	飯塚市
士別市	士別市	中様津町	石巻市◎	福島県	福島県	福島県	福島県		行田市◎	行田市◎	高季町	高季町	猪之原町	猪之原町	岡山市	岡山市	岡山市◎	岡山市◎
名寄市	名寄市	青森県	青森市◎	青森市◎	青森市◎	青森市◎	青森市◎		秋田市◎	秋田市◎	勝山市	勝山市	勝山市◎	勝山市◎	滋賀県	滋賀県	滋賀県	滋賀県
三笠市◎	三笠市◎	会津若松市◎	会津若松市◎	会津若松市◎	会津若松市◎	会津若松市◎	会津若松市◎		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	福井県	福井県	福井県	福井県
根室市◎	根室市◎	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県
千歳市◎	千歳市◎	八戸市◎	八戸市◎	八戸市◎	八戸市◎	八戸市◎	八戸市◎		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
滝川市◎	滝川市◎	黒石市	黒石市	黒石市	黒石市	黒石市	黒石市		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
歌志内市◎	歌志内市◎	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
深川市◎	深川市◎	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
富良野市◎	富良野市◎	三沢市	三沢市	三沢市	三沢市	三沢市	三沢市		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
登別市◎	登別市◎	むつ市◎	むつ市◎	むつ市◎	むつ市◎	むつ市◎	むつ市◎		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
鹿追町	鹿追町	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市	つがる市		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
北広島市◎	北広島市◎	平川市	平川市	平川市	平川市	平川市	平川市		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
狩狩野市	狩狩野市	美里町	美里町	美里町	美里町	美里町	美里町		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
北斗市	北斗市	女川町◎	女川町◎	女川町◎	女川町◎	女川町◎	女川町◎		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
当別町	当別町	田舎館村◎	田舎館村◎	田舎館村◎	田舎館村◎	田舎館村◎	田舎館村◎		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
福島町	福島町	秋田市◎	秋田市◎	秋田市◎	秋田市◎	秋田市◎	秋田市◎		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
七飯町◎	七飯町◎	能代市◎	能代市◎	能代市◎	能代市◎	能代市◎	能代市◎		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
八雲町	八雲町	横手市◎	横手市◎	横手市◎	横手市◎	横手市◎	横手市◎		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
長万部町◎	長万部町◎	三戸町	三戸町	三戸町	三戸町	三戸町	三戸町		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
江差町◎	江差町◎	五戸町◎	五戸町◎	五戸町◎	五戸町◎	五戸町◎	五戸町◎		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
せな町な	せな町な	階上町◎	階上町◎	階上町◎	階上町◎	階上町◎	階上町◎		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
俱知安町	俱知安町	岩手県	岩手県	岩手県	岩手県	岩手県	岩手県		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
若内町◎	若内町◎	盛岡市◎	盛岡市◎	盛岡市◎	盛岡市◎	盛岡市◎	盛岡市◎		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
古平町	古平町	宮古市	宮古市	宮古市	宮古市	宮古市	宮古市		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
余市町◎	余市町◎	花巻市	花巻市	花巻市	花巻市	花巻市	花巻市		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
南幌町◎	南幌町◎	北上市◎	北上市◎	北上市◎	北上市◎	北上市◎	北上市◎		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
長沼町	長沼町	久慈市	久慈市	久慈市	久慈市	久慈市	久慈市		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
栗山町◎	栗山町◎	陸前高田市	陸前高田市	陸前高田市	陸前高田市	陸前高田市	陸前高田市		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
鷹栖町	鷹栖町	二戸町◎	二戸町◎	二戸町◎	二戸町◎	二戸町◎	二戸町◎		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
東神楽町	東神楽町	八幡平市	八幡平市	八幡平市	八幡平市	八幡平市	八幡平市		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
美瑛町	美瑛町	奥州市◎	奥州市◎	奥州市◎	奥州市◎	奥州市◎	奥州市◎		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
美深町	美深町	常総市◎	常総市◎	常総市◎	常総市◎	常総市◎	常総市◎		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
羽幌町	羽幌町	岩石町◎	岩石町◎	岩石町◎	岩石町◎	岩石町◎	岩石町◎		金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	金成町◎	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県
凡例	○○市	立地適正化計画を作成・公表済み	○○市	立地適正化計画を作成・公表済み	○○市	立地適正化計画を作成・公表済み	○○市	立地適正化計画を作成・公表済み	○○市	立地適正化計画を作成・作成予定	○○市	立地適正化計画を作成・作成予定	○○市	立地適正化計画を作成・作成予定	○○市	立地適正化計画を作成・作成予定	合計 935都市	

7. 都市再生制度

都市再生特別措置法に基づき、

- 都市再生緊急整備地域において、民間の優良ストック形成を重点的に支援。
- 全国の都市で、都市再生整備計画に基づき公共公益施設整備などまちづくりを総合的に支援。

一定規模の民間プロジェクトが見込まれる区域

都市再生を推進すべき地域を政令指定：

- 都市再生緊急整備地域 (55地域)
- 特定都市再生緊急整備地域 (15地域)：特に都市の国際競争力の強化

法制上の支援措置 (都市計画等の特例)

- ・都市再生特別地区 (133地区)
容積率・高さ・用途等の制限緩和
- ・都市再生事業に係る認可等の迅速化
- ・都市計画提案制度 (96件)

財政支援

- ・国際競争拠点都市整備事業(特定地域のみ)
道路や鉄道施設等の重要インフラや、エネルギー導管の整備等
- ・官民連携まちなか再生推進事業
官民の様々な人材が集積するプラットフォームの構築と、未来ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援
- ・都市安全確保促進事業
計画策定及び計画に基づく備蓄倉庫等の整備

民間都市再生事業計画の認定 (174計画)

金融支援

民間都市開発推進機構によるメザニン支援

税制支援

建物取得時の不動産取得税に係る特例措置 等

全国の都市区域

都市再生整備計画(市町村が作成)に基づく各種支援
(これまで1,138市町村、4,004地区に支援)

財政支援

- ・都市構造再編集中支援事業※1 及び社会資本整備総合交付金※2などにより、まちづくりを財政的に支援
道路や公園、広場等のハード事業
各種調査や社会実験等のソフト事業 等

The diagram illustrates a cross-section of a city area with various urban regeneration projects highlighted. Labels include: 公園 (Park), 歩道整備 (Pavement Improvement), 地域交流センター (Community Exchange Center), 道路 (Road), 空き店舗活用 (Vacant Shop Utilization), 駅前広場 (Station Forecourt), and コミュニティバス社会実験 (Community Bus Social Experiment). Arrows point from these labels to specific areas in the diagram.

※1 立地適正化計画を策定していることが支援要件となります。
※2 立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している等持続可能な都市づくりを進めていることが支援要件となります。

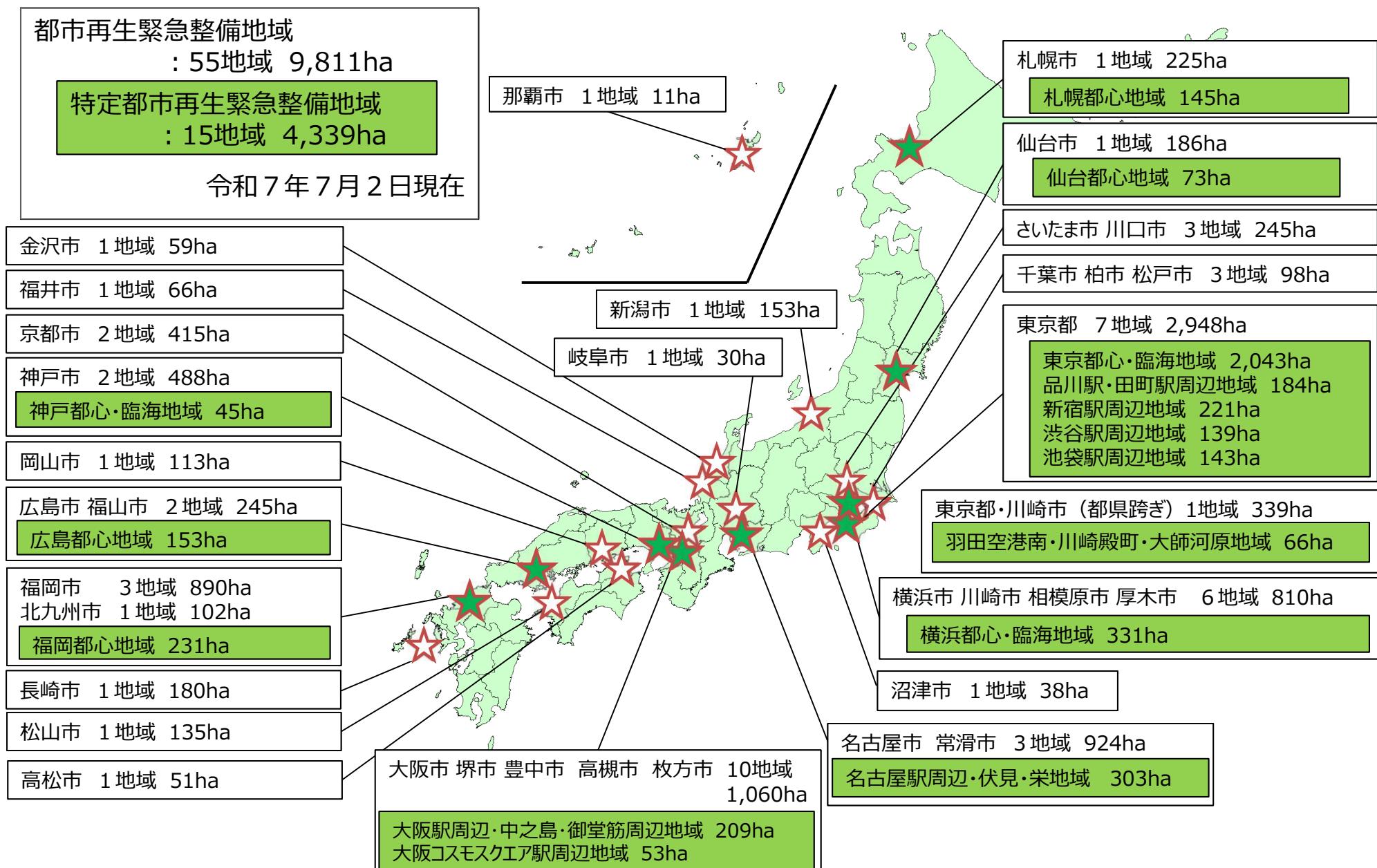
民間都市再生整備事業計画の認定 (55計画)

金融支援

民間都市開発推進機構によるメザニン支援・まち再生出資

※令和7年11月14日現在 (都市再生特別地区については令和7年9月30日現在)

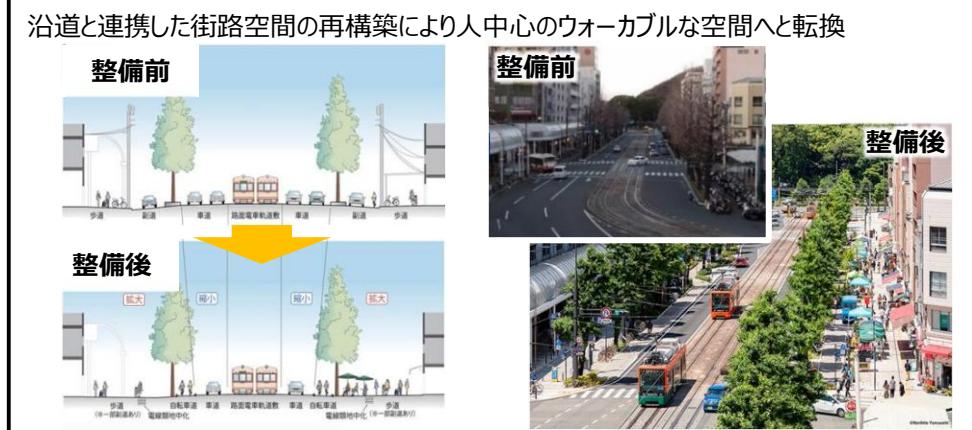
7. 都市再生緊急整備地域



8. まちなかウォーカブル

- 車から人を中心の空間へと転換を図り、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進するため、公共空間等の再編・利活用による滞在環境の向上に資する取組を法律・予算・税制（官民連携都市再生推進事業、まちなかウォーカブル推進事業、ウォーカブル推進税制等）により重点的・一体的に支援。
- また、ウォーカブルなまちなか空間創出の全国的な展開を支援するため、マチミチ会議※による知見の共有等を実施。
- ウォーカブルの考え方と共に鳴るウォーカブル推進都市、ウォーカブル区域（滞在快適性等向上区域）設定都市は年々増加。全国的に取組事例も増えている。

街路空間再構築の事例（松山市）



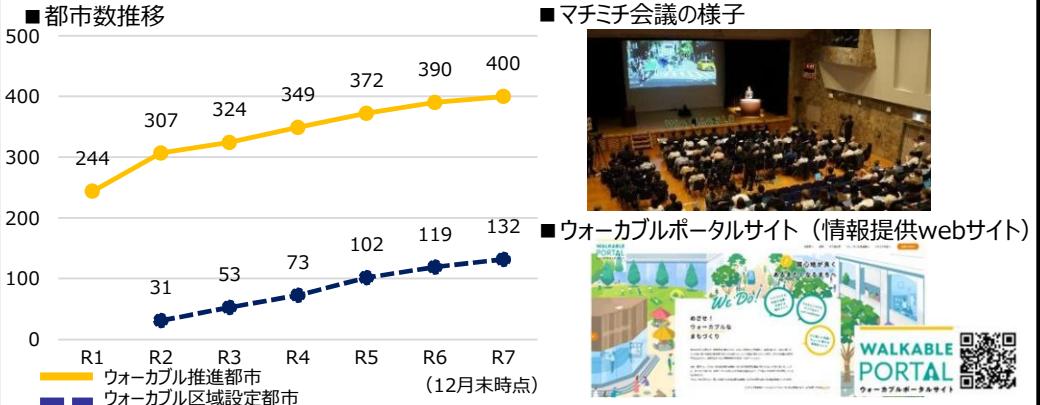
駅前広場再構築の事例（大阪市）



歩行空間化・オープンカフェ化の事例（千代田区）



ウォーカブル推進都市・マチミチ会議



※「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり推進のため、全国の街路・まちづくり担当者等が一堂に会し、担当者間の知見・ノウハウの共有等を図る会議（平成30年度より開催）。

まちなかづくりに関心がある地方公共団体職員や民間事業者、学術研究機関等で構成されている（地方公共団体職員：約1,200名 民間事業者、学術研究機関等：約700名 R7.6末現在）。

8. ウオーカブル推進都市一覧

- 400都市が“WEDO”*の考え方と共に、政策実施のパートナーとして、ともに具体的な取組を進めている。（令和7年12月31日時点）
 - 132市区町村がウォーカブル区域（滞在快適性等向上区域）を設定。（令和7年12月31日時点）

* Walkable (歩きたくなる) Eyelevel (まちに開かれた1階) Diversity (多様な人の多様な用途、使い方) Open (開かれた空間が心地よい)

令和7年12月末時点で、都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域を設定した市区町村（既に都市再生整備計画の期間が終了した市区町村を含む）

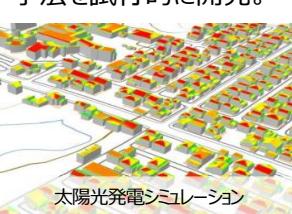
北海道	秋田市	境町	和光市	千代田区	神奈川県	大野市	掛川市	松阪市	枚方市	王寺町	防府市	春日市	竹田市
	札幌市	栃木県	久喜市	中央区	神奈川県	鯖江市	藤枝市	桑名市	茨木市	長門市	長門市	大野城市	豊後高田市
	函館市		宇都宮市	港区	横浜市	あわら市	袋井市	鈴鹿市	八尾市	周南市	周南市	古賀市	杵築市
	旭川市		北本市	新宿区	川崎市	越前市	下田市	名張市	富田林市	鳥取市	鳥取市	うきは市	宇佐市
	室蘭市		足利市	台東区	相模原市	山梨県	湖西市	龜山市	河内長野市	鳥取市	徳島県	徳島市	豊後大野市
	釧路市		三郷市	墨田区	鎌倉市	甲府市	伊豆の国市	熊野市	羽曳野市	米子市	徳島市	糸島市	川崎町
	千歳市	山形県	小山市	坂戸市	藤沢市	長野県	愛知県	朝日町	門真市	倉吉市	阿南市	佐賀市	由布市
	恵庭市		蓮田市	墨田区	小田原市	愛知県	愛知県	明和町	高石市	境港市	境港市	日出町	玖珠町
	北広島市	福島県	山形県	幸手市	目黒区	長野県	名古屋市	東大阪市	東大阪市	島根県	島根県	香川市	宮崎県
	黒松内町		山形市	鶴ヶ島市	大田区	長野市	豊橋市	大阪狭山市	大阪狭山市	高松市	高松市	佐賀市	宮崎市
	栗山町	福島県	上三川町	日高市	逗子市	松本市	岡崎市	彦根市	彦根市	丸龟市	丸龟市	武雄市	宮崎市
	沼田町		群馬県	ふじみ野市	世田谷区	上田市	一宮市	長浜市	長浜市	坂出市	坂出市	鹿島市	宮崎市
	東神楽町	福島市	前橋市	白岡市	渋谷区	岡谷市	瀬戸市	草津市	草津市	善通寺市	善通寺市	基山町	日南市
	上士幌町	会津若松市	館林市	美里町	中野区	大和市	小諸市	守山市	守山市	岡山県	岡山県	上峰町	小林市
	青森県	埼玉県	郡山市	上里町	杉並区	新潟県	半田市	東近江市	姫路市	観音寺市	観音寺市	高松市	長崎市
	青森市		白河市	宮代町	豊島区	新潟市	茅野市	春日井市	尼崎市	宇多津町	宇多津町	丸亀市	西都市
	弘前市	須賀川市	須賀川市	杉戸町	北区	長岡市	佐久市	東近江市	岡山市	多度津町	多度津町	大田市	三股町
	八戸市	茨城県	さいたま市	熊谷市	荒川区	三条市	岐阜県	愛莊町	岡山市	愛媛県	愛媛県	高松市	綾町
	黒石市		棚倉町	松伏町	板橋区	佐久市	岐阜市	刈谷市	西宮市	松山市	松山市	佐賀市	熊本県
	五所川原市	川口市	千葉県	千葉市	練馬区	加茂市	豊田市	豊田市	芦屋市	今治市	今治市	武雄市	宮崎市
	十和田市		千葉市	秩父市	足立区	見附市	安城市	長岡京市	伊丹市	大洲市	大洲市	鹿島市	宮崎市
	むつ市	岩手県	行田市	千葉市	八王子市	上越市	高山市	八幡市	八幡市	菊池市	菊池市	基山町	高千穂町
	岩手県		水戸市	所沢市	南魚沼市	南魚沼市	関市	南丹市	加古川市	都農町	都農町	佐世保市	綾町
	盛岡市	盛岡市	行田市	木更津市	富山県	富山市	美濃加茂市	久御山町	南丹市	内子町	内子町	佐賀市	熊本県
	花巻市		土浦市	飯能市	富山市	高岡市	各務原市	三田市	久御山町	益城町	益城町	武雄市	宮崎市
	北上市	北上市	石岡市	松戸市	三鷹市	高岡市	東海市	三田市	三原市	高知市	高知市	鹿島市	鹿児島県
	宮城県		下妻市	飯能市	習志野市	府中市	石川県	大阪府	尾道市	南国市	南国市	指宿市	鹿児島市
	仙台市	仙台市	本庄市	松戸市	柏市	調布市	静岡県	大阪市	福山市	高知市	高知市	霧島市	宮崎市
	石巻市	石巻市	笠間市	木更津市	市原市	町田市	金沢市	大阪市	府中市	南国市	南国市	南さつま市	大分県
	塩竈市		取手市	所沢市	流山市	東村山市	小松市	堺市	大竹市	大竹市	大竹市	大分市	薩摩川内市
	柴田町	神栖市	つくば市	深谷市	八千代市	国分寺市	加賀市	浜松市	東広島市	東広島市	東広島市	別府市	霧島市
	秋田県		ひたちなか市	上尾市	八千代市	福生市	能美市	知立市	豊中市	大和郡山市	大和郡山市	福岡市	鹿児島市
			常陸大宮市	草加市	酒々井町	狛江市	野々市市	尾張旭市	豊中市	東広島市	東広島市	久留米市	宮崎市
			那珂市	蕨市	白子町	武藏村山市	島田市	岸和田市	池田市	大和郡山市	大和郡山市	日田市	中津種子町
			神栖市	戸田市	入間市	多摩市	津市	浜松市	桜井市	東広島市	東広島市	佐伯市	沖縄県
			小美玉市	長柄町	稻城市	福井県	富士市	知立市	吹田市	宇陀市	宇陀市	田川市	うるま市
			茨城町	武藏村山市	志木市	稻城市	敦賀市	尾張旭市	泉大津市	高槻市	高槻市	臼杵市	柳川市
			大洗町	大洗町	東京都	稻城市	伊勢市	岸和田市	泉大津市	貝塚市	貝塚市	臼杵市	津久見市
									宇陀市	宇陀市	上牧町	山口市	

合計 400都市

9. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進



- **Project PLATEAU (プラトー)** は、スマートシティをはじめとしたまちづくりのデジタルトランスフォーメーションを進めるため、そのデジタル・インフラとなる3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進する国土交通省のプロジェクト。
- 国の取組として**標準データモデルの策定**や**先進技術を活用したユースケース開発**を進めるとともに、**地方公共団体におけるデータ整備やユースケースの社会実装を支援**。
- また、**オープンデータを活用した新たなビジネスやイノベーションの創出**のため、データ利用環境の改善（API配信、SDK開発等）、データハンドリング・チュートリアルの充実、ハッカソン・ピッチイベントの開催等を実施。
- これらの取組により、**3D都市モデルの持続可能な整備・活用・オープンデータ化のエコシステム構築**を行い、社会変革やサービス創出を目指す。

令和2・3年度の取組	令和4・5年度の取組	令和6・7年度の取組	令和8・9年度	令和10年度以降
標準モデルの開発 <p>国際標準を採用し、約60都市のプロトタイプデータを整備、オープンデータ化。</p> 	地方公共団体による3D都市モデルの社会実装 <p>地方公共団体によるデータ整備・更新、活用、オープンデータ化等の3D都市モデルの社会実装を支援。</p>  	エコシステムの構築 <p>企業、コミュニティ、地方公共団体等の多様な主体の取組を後押し、整備・活用・オープンデータ化が自律的に発展していく「エコシステム」の本格構築を行う。</p>  	デジタルツインの本格的な社会実装 <p>→ EBPMに基づく課題解決や新サービス創出による経済成長に貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 持続的なデータ更新 ● 整備都市の拡大【令和9年度までに500都市目標】 ● まちづくりDXの実現 ● BIM、不動産ID等とのデータ連携強化 	3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化が自律的に発展 <p>● 3D都市モデルを整備・活用する主体やサービス実装が自律的に広がるためのデータ利用環境改善・産学官のネットワークの発展</p> 
活用事例の初期開発 <p>3D都市モデルの政策活用や民間サービス創出の手法を試行的に開発。</p> 	国による技術開発/リーディングケース創出 <p>標準データモデルの拡張、先進的なユースケースの技術検証、民間市場形成支援等を国のプロジェクトとして実施。</p>  	ユースケースの社会実装 <p>これまで開発してきたユースケースの汎用化を行い、全国各地での3D都市モデルを活用した新たなサービスやソリューションの社会実装を図る。</p>  		

9. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進



3D都市モデル整備都市リスト（下線は令和7年度新規整備予定の都市）

■令和6年度末までに約250都市（市町村）で整備。令和7年度末には約300都市を目指す。

北海道	埼玉県	白岡市	小平市	藤沢市	長野県	伊豆市	近江八幡市	すさみ町	さぬき市	江北町
札幌市	さいたま市	伊奈町	日野市	厚木市	長野市	御前崎市	菊川市	太地町	白石町	白石町
室蘭市	熊谷市	三芳町	東村山市	箱根町	松本市	伊豆の国市	牧之原市	鳥取県	愛媛県	長崎県
更別村	川口市	毛呂山町	国分寺市	新潟県	岡谷市	諏訪市	東伊豆町	京都府	松山市	佐世保市
青森県	所沢市	滑川町	国立市	新潟市	伊那市	伊豆の国市	河津町	舞鶴市	宇和島市	松浦市
むつ市	加須市	嵐山町	福生市	長岡市	三条市	茅野市	南伊豆町	与謝野町	境港市	波佐見町
鎌ヶ沢町	本庄市	小川町	狛江市	新発田市	飯山市	佐久市	松崎町	大阪府	日吉津村	高知県
岩手県	春日部市	川島町	東大和市	加茂市	茅野市	安曇野市	西伊豆町	大阪市	高知市	熊本県
盛岡市	独立市	吉見町	清瀬市	上越市	高岡市	高岡市	函南町	堺市	室戸市	熊本市
宮古市	羽生市	川島町	東久留米市	武藏村山市	岐阜市	射水市	清水町	岸和田市	安芸市	荒尾市
宮城県	鴻巣市	吉見町	武蔵村山市	多摩市	高岡市	舟橋村	長泉町	豊中市	南国市	玉名市
仙台市	深谷市	鳩山町	上里町	稻城市	岐阜市	美濃加茂市	小山町	池田市	土佐市	宇城市
秋田県	上尾市	草加市	宮代町	羽村市	高岡市	舟橋村	吉田町	高槻市	香南市	益城町
大館市	越谷市	松伏町	杉戸町	あきる野市	瑞穂町	水見市	川根本町	守口市	東洋町	大分県
福島県	蕨市	千葉市	松伏町	西東京市	金沢市	※	森町	河内長野市	奈半利町	日田市
福島市	戸田市	木更津市	千葉市	瑞穂町	加賀市	静岡市	名古屋市	和泉市	安田町	臼杵市
郡山市	入間市	茂原市	木更津市	日の出町	七尾市	浜松市	岡崎市	柏原市	田野町	宮崎県
いわき市	朝霞市	柏市	茂原市	檜原村	七尾市	沼津市	豊橋市	門真市	芸西村	延岡市
白河市	志木市	八千代市	柏市	檜原村	輪島市	熱海市	春日井市	摂津市	いの町	鹿児島県
相馬市	和光市	多古町	八千代市	奥多摩町	七尾市	三島市	富士宮市	東大阪市	福岡県	南さつま市
南相馬市	新座市	桶川市	多古町	大島町	輪島市	熱海市	伊東市	忠岡町	北九州市	沖縄県
茨城県	久喜市	東京都	特別区(23区)	大島町	利島村	富士宮市	春日井市	兵庫県	吳市	那霸市
つくば市	北本市	桶川市	久喜市	利島村	新島村	伊東市	豊川市	姫路市	竹原市	
鉾田市	八潮市	北本町	北本市	新島村	神津島村	羽咋市	島田市	加古川市	福山市	
境町	富士見市	立川市	北本町	神津島村	三宅村	羽咋市	富士市	三木市	大牟田市	
栃木県	三郷市	武藏野市	立川市	三宅村	立川市	内灘町	磐田市	朝来市	久留米市	
宇都宮市	蓮田市	武藏野市	武藏野市	立川市	武藏野市	志賀町	焼津市	たつの市	飯塚市	
群馬県	坂戸市	青梅市	青梅市	武藏野市	青ヶ島村	宝達志水町	掛川市	奈良県	宗像市	
前橋市	幸手市	府中市	府中市	青ヶ島村	青ヶ島村	中能登町	藤枝市	奈良市	古賀市	
桐生市	鶴ヶ島市	昭島市	昭島市	横浜市	横浜市	穴水町	御殿場市	香芝市	うきは市	
館林市	吉川市	調布市	調布市	川崎市	川崎市	能登町	袋井市	三郷町	筑前町	
	ふじみ野市	町田市	町田市	相模原市	町田市		下田市	三郷町	徳島県	
		横須賀市	横須賀市	横須賀市	小金井市		裾野市	伊勢市	徳島市	
		鎌倉市	鎌倉市	鎌倉市			湖西市	熊野市	美波町	
								滋賀県	和歌山県	
								長浜市	和歌山市	
									田辺市	

※付きの地方公共団体はサンプルデータ

9. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

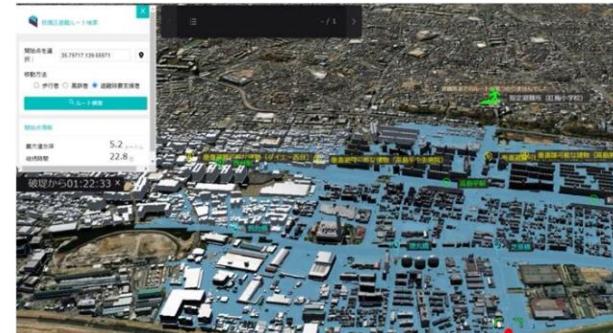


○ 多様な分野で3D都市モデルを活用したソリューションを創出。公共領域のみならず民間領域へも裾野を拡大。



消費者・ユーザー向けの不動産・都市開発可視化

3D都市モデルとXR技術を用いた体感型のアーバンブランディングツールを開発。参加型まちづくりにおけるコミュニケーションを活性化させる。



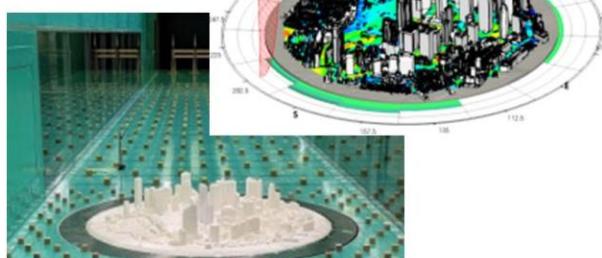
ARを活用した災害リスク可視化ツール

時系列で変化する浸水範囲に応じた避難ルートの検索システムとARアプリケーションを開発。リスクに応じた行動を促しつつ、防災に対する住民の意識を高める。



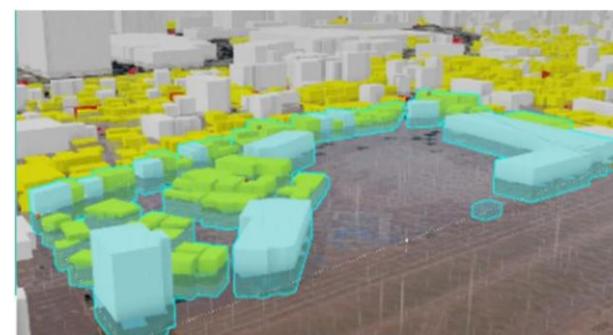
開発許可のオンライン化・ワンストップ化

PLATEAUの都市計画決定情報モデルなどを用い、デベロッパーが市町村へ行う開発許可事前相談手続をオンライン化するシステムを開発。



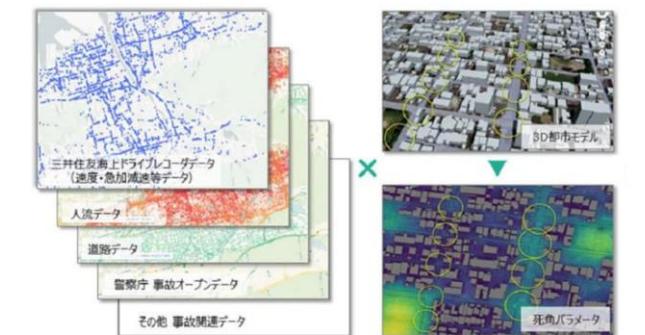
建設業における設計・住民説明段階での活用

3D都市モデルを活用し、設計段階で行う風速や温熱、景観に関する影響分析を行うほか、都市模型を作成して環境評価に必要な風洞実験にも活用する。



災害による損害査定と保険金支払いの迅速化

損害保険会社が保有する損害実績データと3D都市モデルの建物情報を掛け合わせることで、水害・土砂災害による想定被害額を算出するシステムを開発。



交通事故発生リスクのAI評価・可視化

3D都市モデルを活用した交差点上の死角推定「死角パラメータ」を開発し交通事故発生リスクをAI解析により評価・可視化することで、事故防止に役立てる。

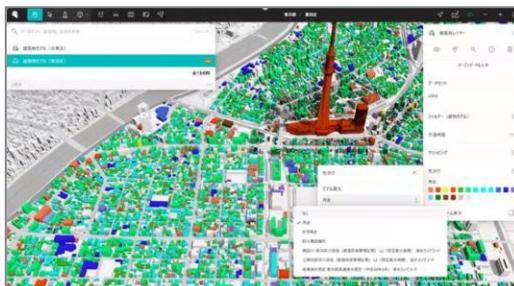
9. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進



- オープンデータとして提供される3D都市モデルを活用したイノベーション創出を推進するため、よりデータを使いやすい環境を整える。3D都市モデルのユースケース開発環境の提供やWeb上の可視化ツールを通じたデータ・アクセシビリティの向上、PLATEAU技術の基幹となるGISやウェブ技術の開発等を推進。
- PLATEAUの実装フェーズを加速させるため、開発者コミュニティを醸成。令和6年度はハッカソン等のイベントを全国で26回主催・協力し、延べ2500名以上が参加。その集大成である開発コンテスト「PLATEAU AWARD」で発表されたアイディアは実際のプロダクト開発にも活用される。

データ・アクセシビリティの向上

Web上可視化ツール「PLATEAU VIEW」の開発・機能向上により誰もが容易に3D都市モデルに触れ、体験できる環境を提供・向上。



基幹技術の開発・調査

GIS、ゲームエンジン、ウェブなど、3D都市モデルを用いたソリューション開発のための様々な技術領域におけるデータ・ハンドリング性の向上を図るOSSを開発、GitHub（開発プラットフォーム）等で提供。



3D都市モデルのユースケース向けにゲームエンジンを活用したシステム開発を支援する「PLATEAU SDK for Unity/Unreal」



CityGML形式の3D都市モデルを他の一般的なGISデータ形式に変換する「PLATEAU GIS Converter」

PLATEAU AWARD 2024

【グランプリ】「街の“未来”を描く地図」 / トグルホールディングス
不動産開発に必要な多岐にわたる情報を一元的に集約・統合して可視化し、PLATEAUデータと組み合わせ。



9. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進



- PLATEAUのエコシステム構築を促進するため、令和5年度より産学官の連携の場「PLATEAUコンソーシアム」を運用。

※従来のスマートシティ官民連携プラットフォーム内「3D都市モデル整備・活用検討分科会」（事務局：国交省都市局）から発展的に組成。

■ PLATEAUコンソーシアム

※正式名称：3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化促進に関する産学官連携協議会

主催：一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会
(事務局長：東京大学空間情報科学研究センター センター長 関本義秀教授)

参加：地方公共団体/民間企業/大学・研究機関/関係省庁

運営協力：国土交通省都市局

活動内容：

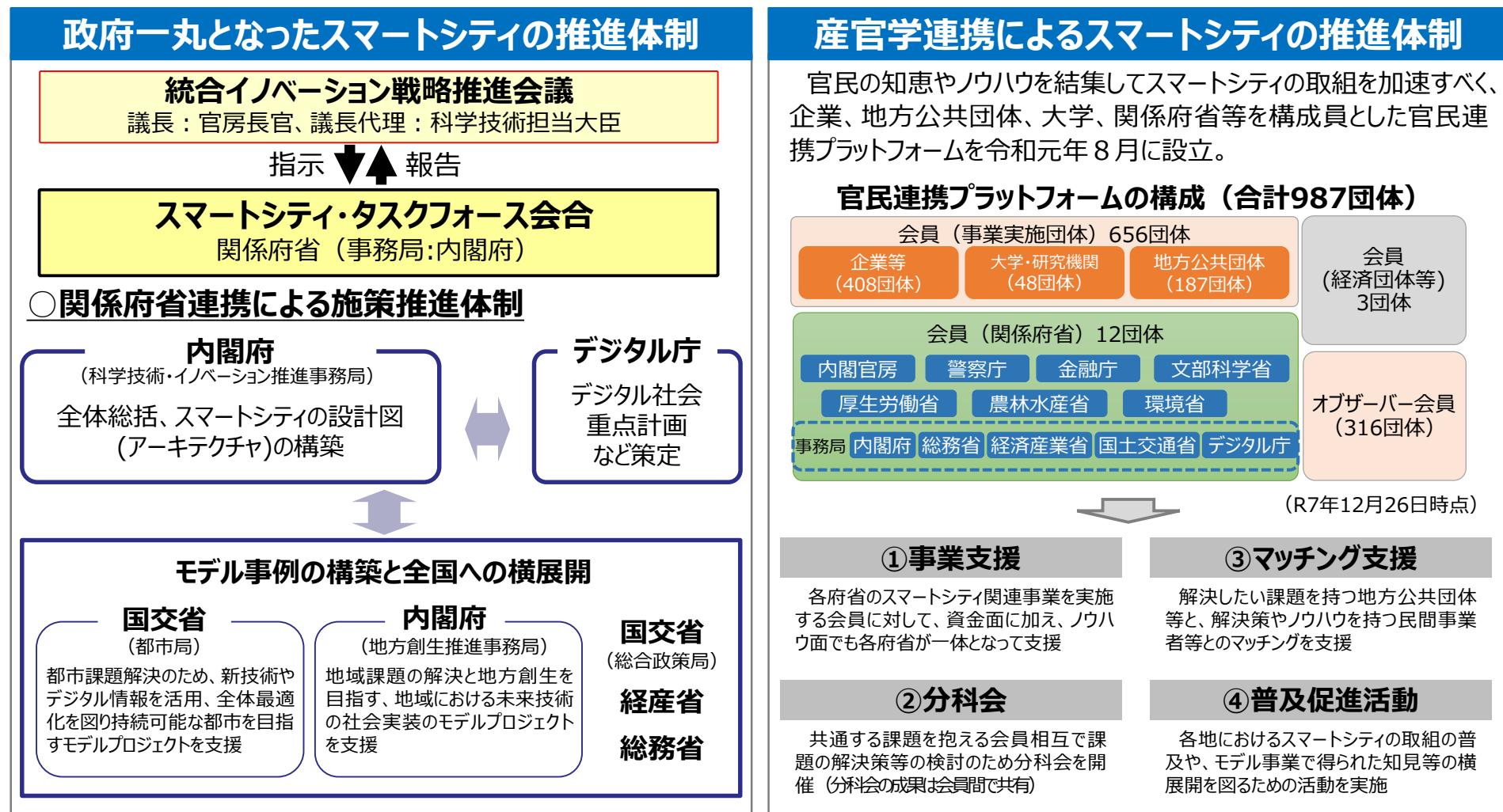
- 多様な関心に対応するための部門別での会員募集
- 産学官の技術開発やユースケース開発の成果報告、プロジェクト活動の成果物（データ・OSS等）の共有、相互活用の支援
- ユーザー（事業会社や自治体）のニーズとソリューションカンパニー（ベンダー・コンサル）や大学・研究機関のシーズのマッチング促進
- 技術開発やユースケース開発、データ利用環境整備等の今後の取組の方向性についての討議

会員部門	
分類	部門
公共	公共ユーザー部門 PLATEAUのソリューションを用いた地域の課題解決、政策改善、DX等に関心のある公共団体
	民間ユーザー部門 PLATEAUのソリューションを用いたビジネス創出、ビジネス改善、DX等に関心のある民間団体
	スタートアップ部門 PLATEAUを用いた新規事業創出等に関心のあるスタートアップ
民間	ソリューション部門 PLATEAUのデータを用いた新たなソリューション開発やビジネスモデル創出等に関心のある団体
	デベロッパー部門 PLATEAUのデータ整備に関する技術開発や品質改善等に関心のある団体
学識	グローバル部門 PLATEAUのデータやソリューションの海外展開やこれを用いた海外都市開発等に関心のある団体
	インベスター部門 PLATEAUを用いたビジネスシーズを投資機会等として個人又は団体
	アカデミック部門 PLATEAUを用いた教育、研究、学生活動等に関心のある学識者又は団体

会員数：403（令和7年3月31日現在）

10. スマートシティの政府の推進体制と官民連携プラットフォーム

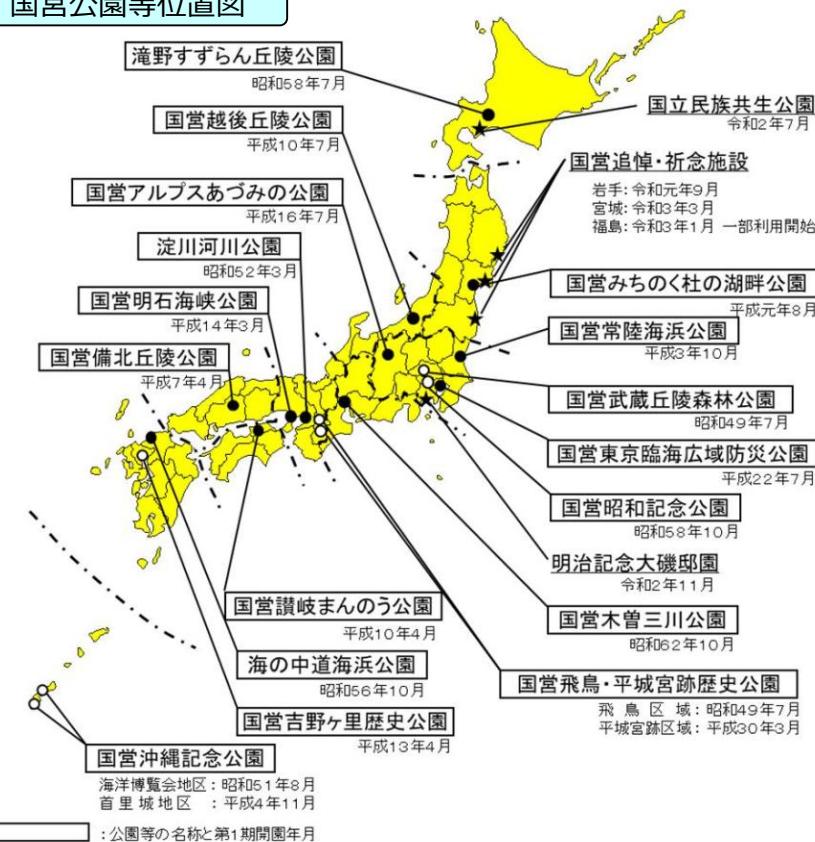
- Society5.0の実現に向け、政府一丸となって、さらに産官学の連携によりスマートシティの取組を推進。



1.1. 都市公園の種類と現況

- 広域的な見地から、また我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るために国が設置する**国営公園**については、現在**17公園**で整備及び維持管理を行っているほか、国土交通省設置法第4条第1項第48号に基づき、**5箇所**で**公共空地**の整備及び維持管理を行っている。
- また、民間活力を活用して公園整備を行う**Park-PFI制度**は、国・自治体あわせて**182箇所**で活用されている。

国営公園等位置図



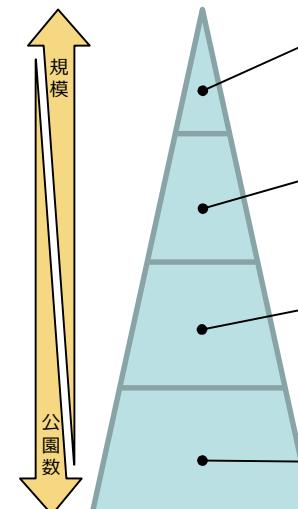
Park-PFIの活用状況

(令和7年3月末時点)

公募済	事業者決定		事業実施済み
	選定中	決定済み	
国営公園	4	1	1
自治体の公園	178	67	105
合計	182	7	107

都市公園の体系

(令和6年3月末時点)



国営公園
国営公園: 17箇所
供用面積: 4,320ha
事業主体: 国



大規模公園
広域公園: 223箇所
供用面積: 15,373ha
事業主体: 都道府県・政令市



都市基幹公園
運動公園: 848箇所
総合公園: 1,404箇所
供用面積: 39,940ha
事業主体: 都道府県・市区町村



住区基幹公園
地区公園: 1,655箇所
近隣公園: 5,911箇所
街区公園: 92,188箇所
供用面積: 35,529ha
事業主体: 市区町村



12. 主要な国際会議

概要

- 持続可能な都市の発展に向けて、都市課題に対し、多国間で連携して取り組む必要性が高まっている。日本としても、国内での知見を活かして、先進的かつ持続的な都市政策を形成する必要がある。
- G7等の枠組や経済協力開発機構（OECD）等の国際機関とも連携し、先進的かつ持続的な都市政策を形成するとともに、我が国企業の海外展開とも連動し、途上国での政策形成を支援することで課題解決に貢献する。

主要な国際会議

➤ G7都市大臣会合

- ・G7サミットに関連して開催される閣僚級会合で、G7各国及び欧州連合（EU）に、オブザーバー機関として国際機関を加え、持続可能な都市の発展に向けて、議論を行うもの。
- ・令和4年にドイツにて初めて開催され、令和5年は香川県高松市において、令和6年はイタリア・ローマにて開催された。
- ・令和7年はカナダ・オタワにて実務者会合が開催され、各国から都市住宅分野の取組を発表した。



G7カナダ都市開発実務者会合

➤ 世界都市フォーラム

- ・国際連合人間居住計画（UN-Habitat）が主催する持続可能な都市化に関する国際会議として平成14年から2年ごとに開催され、国（閣僚級）、地方自治体、企業、有識者、都市計画家、コミュニティリーダーが各国から集まる。
- ・令和6年はエジプト・カイロにて開催され、都市局主催で、グローバルサウス諸国にフォーカスし、持続可能な都市開発におけるTODとデジタル技術の活用に関するイベントを開催。
- ・次回は令和8年5月にアゼルバイジャン・バクーにて開催予定。



第12回世界都市フォーラム

➤ OECD・RDPC（地域開発政策委員会）閣僚会合

- ・RDPCは、OECDからの権限付与を受け、都市問題、地域開発政策等について調査、研究を行い、各政府に対し政策提言等を行う委員会。
- ・閣僚級会合は約5年に1度開催され、第5回国会合が令和7年5月にポーランド・ワルシャワにて開催された。日本は全体会議の副議長を、またデジタル移行に関するテーマの分科会では議長を務め、PLATEAUなど日本の取組を紹介しつつ、各国の議論をリードした。



RDPC閣僚級会合

VIII. 問い合わせ先

●令和8年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等

項目・ページ		担当課・連絡先	項目・ページ		担当課・連絡先
1. (1)	P 17	都市計画課 (03-5253-8409) 市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)	4. (1)	P 25	都市環境課 (03-5253-8295) 公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
1. (2)	P 18	市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415) まちづくり推進課 (03-5253-8405)	4. (2)	P 26	都市環境課 (03-5253-8295) 市街地整備課 (03-5253-8412)
1. (3)	P 19	都市計画課 (03-5253-8409)	5. (1)	P 27	都市安全課 (03-5253-8400) 市街地整備課 (03-5253-8412) まちづくり推進課 (03-5253-8405)
1. (4)	P 20	市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)	5. (2)	P 28	都市安全課 (03-5253-8400) まちづくり推進課 (03-5253-8405)
2. (1)	P 21	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)	5. (3)	P 29	都市安全課 (03-5253-8400) 市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)
2. (2)	P 22	まちづくり推進課 (03-5253-8405) 市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415) 公園緑地・景観課 (03-5253-8418)	5. (4)	P 30	都市安全課 (03-5253-8400) 公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
3. (1)	P 23	まちづくり推進課 (03-5253-8405) 市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)	5. (5)	P 31	都市安全課 (03-5253-8400)
3. (2)	P 24	まちづくり推進課 (03-5253-8405) 市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)	6. (1)	P 32	国際・デジタル政策課 (03-5253-8397)
			6. (2)	P 33	国際・デジタル政策課 (03-5253-8397)
			7. (1)	P 34	国際・デジタル政策課 (03-5253-8397)
			8. (1)	P 35	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
			8. (2)	P 36	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会
横浜・上滝谷 2027.3.19—9.26
International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan
City of Yokohama, Kanagawa Prefecture Mar.19-Sep.26 2027
 EXPO 2027 GREEN×EXPO Yokohama
Organized by the City of Yokohama

GREEN×EXPO 協会 HP



Instagram



X



YouTube



(この冊子は、再生紙を使用しています。)